

官報号外

昭和三十年十二月十五日

○第二十三回 参議院會議錄第七号

昭和三十年十二月十五日(木曜日)午前
十一時四十三分開議

議事日程 第七号
昭和三十年十二月十五日

午前十時開議

第一 文化財保護委員会委員の任
命に關する件

第二 万国著作権条約の批准につ
いて承認を求めるの件(衆議院
送付)

(委員長報告)

第三 万国著作権条約の条件附
批準、受諾又は加入に關する同
条約の第三附屬議定書の批准に
ついて承認を求めるの件(衆議
院送付)

(委員長報告)

第四 無国籍者及び亡命者の著作
物に対する万国著作権条約の適
用に關する同条約の第一附屬議
定書の批准について承認を求め
るの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第五 ある種の国際機関の著作物
に対する万国著作権条約の適用
に關する同条約の第二附屬議定
書の批准について承認を求める
の件(衆議院送付)

(委員長報告)

第六 万国著作権条約の批准につ
いて承認を求めるの件(衆議院
送付)

(委員長報告)

第七 万国著作権条約の条件附
批準、受諾又は加入に關する同
条約の第三附屬議定書の批准に
ついて承認を求めるの件(衆議
院送付)

(委員長報告)

第八 万国著作権条約の批准につ
いて承認を求めるの件(衆議院
送付)

(委員長報告)

第九 万国著作権条約の批准につ
いて承認を求めるの件(衆議院
送付)

(委員長報告)

	内閣委員		西川弥平治君	運輸委員(国会法第四十二条第三項の規定によるもの)
同	同	同	中川 幸平君	西川弥平治君
同	同	同	三木與吉郎君	西川弥平治君
同	同	同	松本治一郎君	西川弥平治君
同	同	同	吉田 法晴君	西川弥平治君
同	同	同	佐藤清一郎君	西川弥平治君
同	同	同	植竹 春彦君	西川弥平治君
同	同	同	大野木希次郎君	西川弥平治君
同	同	同	青山 正一君	西川弥平治君
同	同	同	高良 とみ君	西川弥平治君
同	同	同	深川タマエ君	西川弥平治君
同	同	同	遠藤 柳作君	西川弥平治君
同	同	同	酒井 利雄君	西川弥平治君
同	同	同	森田 義衡君	西川弥平治君
同	同	同	小野 義夫君	西川弥平治君
同	同	同	高橋進太郎君	西川弥平治君
同	同	同	高橋進太郎君	西川弥平治君
同	同	同	吉田 法晴君	西川弥平治君
同	同	同	植竹 春彦君	西川弥平治君
同	同	同	大野木希次郎君	西川弥平治君
同	同	同	中川 幸平君	西川弥平治君
同	同	同	佐藤清一郎君	西川弥平治君
同	同	同	深川タマエ君	西川弥平治君
同	同	同	森田 義衡君	西川弥平治君
同	同	同	青山 正一君	西川弥平治君

正する法律案(伊東陸治君外十一名
提出)
同日可決した左の本院提出案は、即日
これを衆議院に送付した。
公職選挙法の一部を改正する法律
原子力基本法案(中曾根康弘君外四
百二十一名提出)

同日可決した左の本院提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

同日左の法律の公布を奏上し、その旨
閣する法律の一部を改正する法律
公職選挙法の一部を改正する法律
一般職の職員の給与に関する法律
一部を改正する法律
国会議員の歳費、旅費及び手当等に
関する法律の一部を改正する法律
衆議院に通知した。

同日本院は、裁判官訴追委員松岡平市
君の辞任を許可し、その補欠を左記の
通り選舉し、即日その旨を本院事務總
長から裁判官訴追委員会委員長及び衆
議院事務總長に通知した。

同日本院は、北海道開発審議会委員山
川良一君が十二月二日外務委員長に選
ばれたため国会法第三十二条第二項
の規定により同委員を解かれたので、
野三朗君を選舉した旨を内閣に通知し
た。

同日本院は、北海道開発審議会委員山
川良一君が十二月二日外務委員長に選
ばれたため国会法第三十二条第二項
の規定により同委員を解かれたので、
野三朗君を選舉した旨を内閣に通知し
た。

同日本院は、積雪寒冷單作地帯振興對
策審議会委員森八三一君及び清澤俊英
君の辞任による補欠として、木下源吾君を指名
した旨を内閣に通知した。

同日本院は、積雪寒冷單作地帯振興對
策審議会委員堀末治君及び小林孝平君を指名した旨を内閣に
通知した。

同日本院は、国土総合開發審議会委員
山本經勝君による補欠として、

裁判官訴追委員 井上 清一君
同 高木 正夫君
同 予備員 森田 義衡君
同 合義一君の辞任による補欠として、海
野三朗君を選舉した旨を内閣に通知し
た。

同日本院は、北海道開発審議会委員山
川良一君が十二月二日外務委員長に選
ばれたため国会法第三十二条第二項
の規定により同委員を解かれたので、
野三朗君を選舉した旨を内閣に通知し
た。

同日本院は、積雪寒冷單作地帯振興對
策審議会委員森八三一君及び清澤俊英
君の辞任による補欠として、木下源吾君を指名
した旨を内閣に通知した。

同日本院は、積雪寒冷單作地帯振興對
策審議会委員堀末治君及び小林孝平君を指名した旨を内閣に
通知した。

同日本院は、国土総合開發審議会委員
山本經勝君による補欠として、

会議員、田玉基合開発審議会委員及び同子爵の選舉。選舉日程追加の件、裁判官彈劾裁判所開設員及び同子爵の選舉。選舉日程追加の件、裁判官彈劾裁判所開設員及び同子爵の選舉。選舉日程追加の件、中央選舉管理会委員及び同子爵の選舉。文化財保護委員会委員の任命に関する件

成瀬裕治君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、渥田單作地域農業改良促進対策審議会委員三橋八郎君の辞任による補欠として、清澤俊英君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、銅料需給安定審議会委員飯島連次郎君が十二月二日文教委員長に選任されたため国会法第三十一条第二項の規定により同委員を解かれたので、その補欠として、島村軍次君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、離島振興対策審議会委員補欠として、藤野繁雄君及び佐多忠隆君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員大村清一君及び参議院議員郡祐一君が選挙制度調査会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、畠地農業改良促進対策審議会委員矢嶋三義君の辞任による補欠として、江田三郎君を指名した旨を内閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員大村清一君及び参議院議員郡祐一君が選挙制度調査会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、衆議院議員大谷望潤君から、皇室經濟会議予備議員大谷望潤君から同予備議員辞任の申出があつたので後任者の互選を願いたい旨の要求書を受領した。

同日内閣から、国土総合開発審議会委員菊田七平君から同予備議員辞任の申出があつたので後任者の指名を願いたい旨の要求書を受領した。

指名を願いたい旨の要求書を受領しました。なお、予備員の選挙に当ります。同日内閣から、衆議院議員田原春次君を海外移住審議会委員に任命することについて国会法第三十九条但書の規定により本院の議決による指名を求める旨の要求書を受領しました。

同日内閣から、中央選舉管理会委員に任命されていた左記の者は八月三十日任期満了となつたので、後任者の任命について公職選挙法第五条の二の規定により国会の議決による指名を求める旨の要求書を受領しました。

○寺本廣作君 ただいまの選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名することとし、なお、予備員の職務を行ふ順序は、議長に一任するとの動議を提出いたします。

○寺本廣作君 ただいまの選挙は、ことになつております。

○寺本廣作君 ただいまの選挙は、

されもその手続を省略して、議長において指名することとし、なお、予備員の職務を行ふ順序は、議長に一任する

ことの動議を提出いたします。

○阿具根登君 私は、ただいまの寺本君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、裁判官彈劾裁判所裁判員に有馬英二君、同予備員に小幡治和君、平林太一君を指名いたします。なお、予備員の職務を行ふ順序は、議長に一任するとの動議を提出いたします。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、皇室經濟会議予備議員に岡田信次君、国土総合開発審議会委員に武藤常介君、渥田單作地域農業改良促進対策審議会委員に雨森常夫君、銅料需給安定審議会委員に戸叶武君を指名いたします。

○議長(河井彌八君) 御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、中央選舉管理会委員に武藤常介君、渥田單作地域農業改良促進対策審議会委員に雨森常夫君、銅料需給安定審議会委員に戸叶武君を指名いたします。

○議長(河井彌八君) 御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、内閣總理大臣から、皇室經濟会議予備議員大谷望潤君、国土総合開発審議会委員菊田七平君、渥田單作地域農業改良促進対策審議会委員伊能芳雄君、銅料需給安定審議会委員藤野繁雄君の辞任に伴う後任者を指名いたします。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、内閣總理大臣から、山崎廣作君、芹沢彪衛君、松村真一郎君を指名いたします。

○議長(河井彌八君) 御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、内閣總理大臣から、山崎廣作君、芹沢彪衛君、松村真一郎君を指名いたします。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて議長は、内閣總理大臣から、川北禎一君、細川護立君を文化財保護委員会委員に任命することについて本院の議決を認め参りました。四君が同委員につくことによつて成る諸君の起立を求めました。

○議長(河井彌八君) 御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 羽生君の動議に

御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。(外務大臣が来てない)と呼んでから羽生三七君の登壇を請います。

羽生三七君の登壇を望みます。

〔羽生三七君登壇、拍手〕

○羽生三七君 私は日本社会党を代表して、日本の国連加盟問題に関して緊急質問をいたします。

五十余の国連加盟国から承認を得た

わが日本の加盟が、外モンゴールに対

する国民政府の拒否権行使から、つい

にソ連の日本に対する拒否権行使と

なって、国民待望の、そしてまたこの本

会議の議場においても、先般満場一致

で議決された国連加盟の希望が葬り去

られたことは返す返すも遺憾であります。

本朝のニュースによれば、事態が

もしさうだとすれば、日本を含む十八

ヶ国一括加盟案の場合と、事態は根本

的に違ってくるのであって、日本の国

連加盟のチャンスが遠のくことになる

と思われます。今回の國府並びにソ連

の拒否権に基く日本の国連加盟が実現

しなかつたことにつきましては、鳩山

総理も外務省の観測のせきについて言

及しておりますが、これは

国際情勢の認識に対する政府の欠陥を

露呈したものと思ひます。(拍手)

政府はこの際どういう責任をお感じに

なるのか、明らかにしていただきま

す。

また、先に述べたように、日本、外

モンゴールを除く十六ヶ国一括加盟案

が提案となれば、日本を含む十八ヶ国

の場合と事態は根本的に違うことは言

うまでもなく、これに対して政府はい

かなる対策をもつてこれに望まんとす

るのか、今後の日本国連加盟に対する

見通し並びに外交施策について、政府

の態度を明らかにしていただきます。

今回の問題は、國府の拒否権に端を

発して、報復的なソ連の拒否権発動と

なったのであります。われわれは拒

否権行使した両国に対しても、はなは

だ遺憾の意を表せざるを得ません。

しかし、このことは、もともと國府の無

視な行為に端を発しているのであります。

だから、この際、政府は国際情勢に対

する認識を根本的に改める必要がある

のです。このことは、もともとソ連に

は、外モンゴールについてはとにかく

日本に了解を与えたであろ

うことは、これは確実であるうと思

うのであります。また今回の問題を見る

に、外モンゴールについてはとにかく

日本に了解を与えたであろ

うことは、これは確実であるうと思

うのであります。また今回の問題を見る

立場は急速に変化すると思ひます。またそれとともに、米国代表が外モンゴールを除く十六ヶ国一括加盟案が葬り去られたことは、もう一度思ふことでもあります。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米

国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米

国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米

国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米

国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米

国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米

国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米

国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米国だけをたどりにしてやつておる今の外交方針が、このやり方では日本の発展にいたしましても想像されます。日本が米国と親密にしていくのはよいとしても、米

官報号外

な性質だということは、あなたがたも御存じのはずあります。それにもかかわらず、社会党の立場から、この問題に触れるを得ないのは、今のまことに優柔不断な、しかも國際情勢の認識について不十分な政府の外交方針をもつてすれば、アジアにおける日本の地位というものが、必ずしも好望できないということを憂うるがゆえであります。

どうか、以上の意味におきまして、われわれは積極的に、この日ソ交渉を通じて、あるいはこの國際連合への加盟を熱望しておるのでありますから、これら全般の問題について政府がこの責任をどのように負うかという問題とともに、今後の鳩山内閣の外交施策について一つ根本的な御見解を承わりたいと思います。

再質問を留保しましてこれで終ります。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(鳩山一郎君) 羽生君の御質問に対してお答えをいたします。

中共と国民政府に対する態度を改めるべきではないかとの御質問に対しましては、國連の反響その他これと関連する國際情勢等を見なければなりません。ただいま口にすべき段階ではないと考えます。

それから羽生君の、國連加盟の点からも日ソ交渉に力を入れるとの御議論には、もちろん同意の意を表します。その他の問題につきましては、外務大臣から答弁をいたします。

〔國務大臣重光葵君登壇、拍手〕

○國務大臣(重光葵君) 國際連合加入の問題は、日本の国民的要請であるこ

とはよく私は心得ております。その国際的要請が衆參両院の決議となつて現われて、これに結集されておるといふことより承知をいたしております。

その実現のために、外交機關をあげて努力をして参ったのでござります。しかし十八カ国一括案が、國民政府及びソ連邦の拒否権の執行のためにこれが通りませんでした。従いまして、十八カ国の一員であつた日本の加盟もできなかつたわけでございます。その後に、今まで理事会が続行されておりましたから、最近のことをひとまず私は報告する義務があると思って、今報告をいたしたいと思うのでござります。

朝、その後の状況をニューヨークに電話をもつて、まだ報告が十分に集まつておりませんから、電話をもつて聞き合いました。その結果わかつたのでござりました後、ソ連が十六カ国案を提出したのでござります。それは外蒙古及び日本を除外した十六カ国案、これに對して米國は直ちに日本を含めた十七カ国案を提出いたしました。ところがこの十七カ国案は、ソ連の拒否権のために不成立に終りました。それでソ連の十六カ国案の審議に戻つたのですが、その場合に、アメリカ等は拒否権を國際連合加入の問題で使わないといふ方針を立てておりましたために、拒否権を使いませんでした。その結果十六カ国案が通過をいたしましたのでござります。そのときには、ソ連代表はこういふことを申しております。次期総会において日本を加盟せしめるることは反対をしたい、こう言つております。まあそういうことで、このソ連

の案が通過をいたしたがために、日本

が除外されておるわけでございます。今の外務大臣の事務的な御報告にあります。米國及びその他の国は、この善後策を今講じておるのでございまして、その发展を待つておるわけでございます。さよならることでござります。

そこで、この國際情勢の変化に、このことが重大な原因を与えるであろう。こうゆう御観察は、私はその通りだろうと思います。それは、その変化を与える、どういうふうに変化を与えるかといふことは、これを静かに見なれば、観測しなければわかりません。みだりに今日において推測することをつくづく感じるのであります。私は、重光外相には委員会もありますから、そこでまた重ねてお尋ねすることにして、鳩山首相にお尋ねをしたい。

あなたは、一番大事な点を今答弁を落されておる。記者団に対してすら、外相の觀測の甘さといふことを言われていますが、その十八カ国案が不成立になりました後、ソ連が十六カ国案を提出したのでござります。そこでソ連も、そういう態度をとつておるわけですが、その十八カ国案が不成立になりました後、ソ連が十六カ国案を提出したのでござります。それは外蒙古及び日本を除外した十六カ国案、これに對して米國は直ちに日本を含めた十七カ国案を提出いたしました。ところがこの十七カ国案は、ソ連の拒否権のために不成立に終りました。それでソ連の十六カ国案の審議に戻つたのですが、その場合に、アメリカ等は拒否権を國際連合加入の問題で使わないといふ方針を立てておきましたために、拒否権を使いませんでした。その結果十六カ国案が通過をいたしましたのでござります。そのときには、ソ連代表はこういふことを申しております。次期総会において日本を加盟せしめるることは反対をしたい、こう言つております。まあそういうことで、このソ連

の加入ができないなといったところをいたしましたと思います。この結果になりましても、やむを得ません。次の最善の道を考えることをつくづく感じるのであります。私は、重光外相には委員会もありますから、そこでまた重ねてお尋ねすることにして、鳩山首相にお尋ねをしたい。

あなたは、一番大事な点を今答弁を落されておる。記者団に対してすら、外相の觀測の甘さといふことを言われて、暗にあなたが御不満を漏らされておる。しかもこれは単にあなたが外交に不満を漏らしているだけの問題ではありません。それからまた将来アジア政策、私はアジア、アフリカの力がどんどん向上して、これに對して日本は十分にその点に重きを置かなければならぬといふ御議論は、その通りであります。その通りで、私はそれを絶えず推進して今日に至つておるわけでござります。その点は少しも異存はございません。それで私は、あくまでアジア近隣との關係を密接にしたい、こういふふうにやらなければならぬと考えております。それは私は正しいやり方だと思います。それは私が正しいやり方だと、こう思つております。

以上、お答え申し上げます。

〔羽生三七君發言の許可を求む〕

○護長(河井彌八君) 羽生三七君。

政治家をもつて任する鳩山さんがしっかりと答弁をされることを希望いたしました。(拍手)

國連の加入ができるなといったところをいたしましたと思いません。この結果になりましても、やむを得ません。次の最善の道を考えることをつくづく感じるのであります。私は、重光外相には委員会もありますから、そこでまた重ねてお尋ねすることにして、鳩山首相にお尋ねをいたしました。

あなたは、一番大事な点を今答弁を落されておる。記者団に対してすら、外相の觀測の甘さといふことを言われて、暗にあなたが御不満を漏らされておる。しかもこれは単にあなたが外交に不満を漏らしているだけの問題ではありません。それからまた将来アジア政策、私はアジア、アフリカの力がどんどん向上して、これに對して日本は十分にその点に重きを置かなければならぬといふ御議論は、その通りであります。その通りで、私はそれを絶えず推進して今日に至つておるわけでござります。その点は少しも異存はございません。それで私は、あくまでアジア近隣との關係を密接にしたい、こういふふうにやらなければならぬと考えております。それは私は正しいやり方だと思います。それは私が正しいやり方だと、こう思つております。

以上、お答え申し上げます。

〔以上、四件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。〕

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○護長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。外務委員長山川良一君。(所管大臣がいませんよ「待て待て委員長」と呼ぶ者あり)

〔羽生三七君發言の許可を求む〕

○護長(河井彌八君) 羽生三七君。

責任をお感じになるか。もう少し責任、

渾外交ができるはずがない。それはとにかくとして、鳩山さんはどういう

山川外務委員長の登壇を請います。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

万国著作権条約の批准について
承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年十二月十二日

衆議院議長 河井彌八殿

万国著作権条約の批准について
承認を求める件

万国著作権条約の批准について
日本国憲法第七十三条第三号ただし
書の規定に基き、国会の承認を求める
〔参考〕

万国著作権条約
締約国は、

文学的、学術的及び美術的著作物の著作権の保護をすべての国において確保することを希望し、
世界のすべての国民にとって適當でありかつ万国条約により表現される著作権保護の制度が、現行の国際制度を害することなくこれに追加され、個人の権利の尊重を確保し、かつ、文学、学術及び美術の発達を助長するものであることを確信し、このよくな万国著作権保護制度が、人間精神の所産の普及を一層容易にし、かつ、国際の理解を増進するものであることを了解して、
次のとおり協定した。

第一条

各締約国は、文書、音楽的、演劇的及び映画的著作物、絵画、版画並びに彫刻のような文学的、学術的及び美術的著作物についての著作者及び著作権を有する他の者の権利の十分なかつ有効な保護を確保するため必要なすべての措置を執るものとする。

第二条

1 いすれかの締約国の国民の発行された著作物及びいすれかの締約国で最初に発行された著作物は、他のいすれかの締約国においても、その締約国が自國で最初に発行された自国民の著作物に与えている保護と同一の保護を受けるものとする。

2 いすれかの締約国の国民の発行されたいすれかの締約国ににおいても、その締約国が自國で最初に発行された自国民の著作物について、著作権の取得及び享有を確保するため、一定の方針その他の条件を要求することを妨げるものではない。

3 前項の規定は、締約国が、自國で最初に発行された著作物又は発行の場所のいかんを問わず発行された自国民の著作物について、著作権の取得及び享有を確保するため、一定の方針その他の条件を要求することを妨げるものではない。

4 締約国は、この条約の適用上、自國に住所を有するいかなる者についても、自國の国内法令により譲り受けけるものとする。

第三条

1 締約国は、自國の国内法令に基づき著作権の保護の条件として納入、登録、表示、公証人による証明、手数料の支払又は自國內における製造若しくは発行のような方法に従うことを要求するときは、この条約に基いて保護を受ける著作物で、自國外で最初に発行されたものとおり協定した。

いものについて、著作者又は著作権を有する他の者の許諾を得て発行された著作物のすべての複製物にその最初の発行の時から④の記号が著作権を有する者の氏名及び最初の発行の年とともに表示されている限り、これらの要求が満たされたものと認めなければならない。ただし、その記号、氏名及び

い著作物を方式を要しないで保護するための法的手段が確保されなければならない。

締約国の法令により二以上の相次ぐ保護期間が許与されるときは、最初の期間は、前記の最短の期間より短くてはならない。

締約国は、著作権について二以上の保護期間を許与する場合において最初の期間が次条に定める最短の期間より長いときは、二番目以後の保護期間に關し、1の規定に従うことを要しない。

第四条

1 著作物の保護期間は、第二条及びこの条の規定に従い、保護の要求される締約国の法令により定めるものとする。

2 この条約に基いて保護を受ける著作物の保護期間は、著作者の生存期間及びその死後二十五年からなる期間より短くてはならない。

もつとも、いすれかの締約国が

自國におけるこの条約の効力発生の日にある種類の著作物に関する保護期間を最初の発行から起算する期間に限定しているときは、そ

の締約国は、その例外を維持し、

及びこれを他の種類の著作物に及ぼすことができる。これらのすべての種類の著作物に関する保護期

間は、その最初の発行の日から起算して二十五年より短くてはなら

ない。

いすれかの締約国が自國におけるこの条約の効力発生の日に保護の要件の不履行は、著作権の効力に影響を及ぼすものではない。また、そのいすれの要件も、

保護の要件であることはできない。

いすれかの締約国が自國におけるこの条約の効力発生の日に保護の要件の不履行は、著作権の効力に影響を及ぼすものではない。

もつとも、そのいすれの要件も、

保護の要件であることはできない。

もつとも、そのいすれの要件も、

保護の要件であることはできない。

もつとも、そのいすれの要件も、

保護の要件であることはできない。

もつとも、そのいすれの要件も、

保護の要件であることはできない。

だつ登録の日から起算して二十五年より短くてはならない。

締約国の法令により二以上の相

次ぐ保護期間が許与されるとき

は、最初の期間は、前記の最短の

期間より短くてはならない。

前項の規定は、写真的著作物及び応用美術の作品には適用しない。

ただし、写真的著作物を保護し、又は応用美術の作品を美術的

著作物として保護している締約国においては、これらの種類の著作物に關する保護期間は、いすれも

十年より短くてはならない。

締約国は、いすれの著作物につ

いても、発行されていないものの

場合にはその著作物が国籍を有す

る締約国の法令により、及び発行されたものの場合にはそれが最初

に発行された締約国の法令により

当該著作物の種類について定めら

れている期間より長い期間保護を

与える義務を負わない。

いすれかの締約国の法令により

二以上の相次ぐ保護期間が許与さ

れているときは、前記の規定の適

用上、これらの期間を合算した期

間をその締約国が保護を与えてい

る期間とみなす。もつとも、特定

の著作物がなんらかの理由により

二番目以後のいすれかの期間その

締約国の保護を受けないときは、

他の締約国は、当該期間その著作

物について保護を与える義務を負

わない。

締約国は、国民の著作物で非締約

国で最初に発行されたものは、前

項の規定の適用上、その著作者が

国籍を有する締約国で最初に発行されたものとみなす。

6 二以上の締約国で同時に発行された著作物は、4の規定の適用上、最も短い保護期間を許すする締約国で最初に発行されたものとみなす。最初の発行の日から三十日以内に二以上の締約国で発行された著作物は、これらの締約国で同時に発行されたものとみなす。

第五条

1 著作権は、この条約に基いて保護を受けている著作物を翻訳し、その翻訳を発行し、並びにこれらの著作物の翻訳及びその発行を許諾する排他的権利を含む。

2 もつとも、締約国は、次の諸規定に従うことと条件として自国の国内法令により文書に関する翻訳権を制限することができます。

文書の最初の発行の日から七年の期間が満了した時に翻訳権を有する者により又はその者の許諾を得て締約国の一又は二以上の国語でその文書の翻訳が発行されていないときは、その締約国の中には、当該著作物が発行されていない自國語にこれを翻訳し、かつ、その翻訳を発行するため、自國の権限のある機関から非排他的の許可を受けることができる。ただし、許可を申請する者は、翻訳権を有する者に対し翻訳し、かつ、その翻訳を発行することの許諾を求めたが拒否された旨又は相当な努力を払つたが翻訳権を有する者と連絡することができなかつた旨のいずれかを自國の手続に従つて立証しなければならない。この許可是、

また、一の国語によりすでに発行された翻訳が複数になつていているときも、同一の条件で与えることができる。

翻訳権を有する者と連絡することができない場合には、許可を申請する者は、著作物に氏名が掲げられている発行者に対し、及び、

翻訳権を有する者の国籍が判明しているときは、その翻訳権を有する者が国籍を有する国の外交代表若しくは領事代表又はその国の政府が指定する機関に対し、申請書の写を送付しなければならない。

許可は、申請書の写の発送の日から二箇月の期間が経過するまでは与えることができない。

翻訳権を有する者に対し公正なかつ国際慣行に合致した補償額並びにその補償金の支払及び移転を保障し、並びに著作物の正確な翻訳を確保するため、国内法令により適当な措置が執られなければならない。

二箇月の期間が経過するまでは

若しくは領事代表又はその国の政府が指定する機関に対し、申請書の写を送付しなければならない。

許可は、申請書の写の発送の日から二箇月の期間が経過するまでは与えることができない。

翻訳権を有する者に対し公正な

かつ国際慣行に合致した補償額並びにその補償金の支払及び移転を保障し、並びに著作物の正確な翻訳を確保するため、国内法令によ

り適当な措置が執られなければならない。

二箇月の期間が経過するまでは

若しくは領事代表又はその国の政府が指定する機関に対し、申請書の写を送付しなければならない。

許可は、申請書の写の発送の日から二箇月の期間が経過するまでは与えることができない。

翻訳権を有する者に対し公正な

かつ国際慣行に合致した補償額並びにその補償金の支払及び移転を保障し、並びに著作物の正確な翻訳を確保するため、国内法令によ

り適当な措置が執られなければならない。

二箇月の期間が経過するまでは

若しくは領事代表又はその国の政府が指定する機関に対し、申請書の写を送付しなければならない。

許可は、申請書の写の発送の日から二箇月の期間が経過するまでは与えることができない。

翻訳権を有する者に対し公正な

かつ国際慣行に合致した補償額並びにその補償金の支払及び移転を保障し、並びに著作物の正確な翻訳を確保するため、国内法令によ

り適当な措置が執られなければならない。

二箇月の期間が経過するまでは

若しくは領事代表又はその国の政府が指定する機関に対し、申請書の写を送付しなければならない。

許可は、申請書の写の発送の日から二箇月の期間が経過するまでは与えることができない。

の締約国への輸入及びその国における販売は、その国の国内法令及しきも、同一の条件で与えることができる。

許可は、著作者が著作物のすべての領域中の複製物を回収したところは、与えることができない。

第六条 この条約において「発行」とは、

著作物を読むこと又は視覚によつて認めることができるように有形な物に複製し、及びその複製物を公衆に提供することをいう。

第七条 この条約は、保護の要求される締約国におけるこの条約の効力発生の日にその国で最終的に保護を受けなくなるおり、又は保護を受けたことのない著作物及び著作物についての権利には適用しない。

第八条 第八条

1 この条約は、千九百五十二年九月六日の日付を有し、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託するものとし、その日付の日から起算して百二十日の期間すべての国

の署名のため開放しておく。この

条約は、署名による批准又は受

諾を要するものとする。

第九条

1 各締約国は、自国の憲法に従

い、この条約の適用を確保するた

め必要な措置を執るものとする。

2 もつとも、各國は、自国の批

准、受諾又は加入のための文書が

寄託された時に、自國の国内法令

に基いてこの条約の規定を実施す

ることができる状態になつていな

ければならないと了解される。

第十一条 第八条

1 次の任務を有する政府間委員会を設置する。

(a) この条約の適用及び運用に関する問題を研究すること。

(b) この条約の定期的の改正を準備すること。

(c) 國際連合教育科学文化機関、文学的及び美術的著作物保護国際同盟、アメリカ州諸国機構等の諸種の関係国際機関と協力して著作権の国際的保護に関するその他の問題を研究すること。

(d) 締約国に対し自己の活動を通報すること。

2 委員会は、地理的に公平な代表となるように相当の考慮を払い、

1 この条約は、文学的及び美術的著作物保護国際同盟の加盟国でない四国を含む十二の締約批准、受諾又は加入のための文書の寄託の後三箇月で効力を生ずる。

2 その後は、この条約は、その他各国について、それぞれその批准、受諾又は加入のための文書の寄託の後三箇月で効力を生ずる。

第三十二条 国際連合教育科学文化機関事務局長、文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局長及びアメリカ州諸国機構事務局長又はこれらの代理者は、顧問の資格で委員会の会合に出席することができる。

第三十三条 政府間委員会は、必要があると認めめたとき、又は十以上の締約国が要請若しくは締約国の中の数が二十未満の場合にはその過半数の締約国が要請があつたときは、この条約の改正のための会議を招集しなければならない。

第三十四条 締約国は、その批准、受諾若しくは加入のための文書の寄託の時に、又はその後いつでも、国際連合教育科学文化機関事務局長にあてた通告により、自國が外交関係について責任を有する国又は領域の全部又は一部にこの条約を適用する旨を宣言すれば、これが締約の全部又は一部にこの条約を適用することができる。この通告が行われた場合には、この条約は、その通告に掲げる国又は領域について、第九条に定める三箇月の期間の満了後に限り、即時適用される。この通告において、即時適用されなければならぬ場合には、この条約は、これらの国又は領域には適用されない。

かつ、この条約に附屬しているこの条約に関する決議に従つて選ばれる十二の締約国の代表者からなる。

国際連合教育科学文化機関事務局長、文学的及び美術的著作物保護国際同盟事務局長及びアメリカ州諸国機構事務局長又はこれらの代理者は、顧問の資格で委員会の会合に出席することができる。

かつ、この条約に附属しているこの条約に関する決議に従つて選ばれる十二の締約国の代表者からなる。

オーストリアのために ドクトル クルト・フリーベ ルゲル	白ロシア・ソヴィエト社会主义共和国のために ベルギーのために	N・チエティアク ヒルダ・ラブライダ・ベル ナール	ホンデュラス共和国のために パシリオ・デ・テレネフ ハンガリー人民共和国のために	カタセンブルグのために J・シュトルム
ビルマ連邦のために ボリヴィアのために	ビルマ連邦のために ボリヴィアのために	トルベン・ルント テソマークのために	トルベン・ルント ドミニカ共和国のために	エジプトのために トルベン・ルント
ブラジルのために イルデフォンソ・マスカレ ニャス・ダ・シルヴァ	エル・サルバドル共和国のために スペインのために	H・エスコバール・セラーノ アミー	エル・サルバドル共和国のために スペインのために	エジプトのために トルベン・ルント
ブルガリア人民共和国のために カンボディア王国のために	エクアドルのために エクアドルのために	M・デ・ラ・カルサード ルーサー・H・エヴァンズ	イラクのために アイランのために	インドのために B・N・ロクール
カナダのために ドクトル ヴィクトル・L・ ドレ	スペインのために J・デ・エリセ	アイルランドのために エドワード・A・クレアリー	イランのために B・N・ロクール	インドネシア共和国のために G・フェルナンデス・デル ソラミート
C・スタイン G・G・ベケット	M・デ・ラ・カルサード ルーサー・H・エヴァンズ	エドワード・A・クレアリー パトリック・J・マッケンナ	イラクのために B・N・ロクール	カステリヨ C・コント
セイロンのために チリのために ガリアーノ	スペインのために J・J・ハクリーネン	アイスランドのために エイリフ・モエ	イラクのために B・N・ロクール	カタセンブルグのために J・ボール・ブエンソード
中国のために コロンビア共和国のために	マルセル・ブレザン マルセル・ブーテ	ニカラグアのために ムリヤアウブト	イラクのために B・N・ロクール	カタセンブルグのために J・ボール・ブエンソード
大韓民国のために コスタ・リカのために	フランスのために マリセラ・ブーテ	ノールウェーのために エイリフ・モエ	イラクのために B・N・ロクール	カタセンブルグのために エリク・ヘドフェルト
キューバのために J・J・レモス	日本のために ジヨルダン・ハシェミット王国の ために	パキスタンのために ハンス・モルフ	イラクのために B・N・ロクール	カタセンブルグのために エリク・ヘドフェルト
ハイチ共和国のために A・アドール	ラオス王国のために ために	パナマのために アンリ・テヴナ	イラクのために B・N・ロクール	カタセンブルグのために エリク・ヘドフェルト
リビテンシユタインのために J・L・ブレイク	リベリアのために N・マサコワ	パラグアイのために アンリ・テヴナ	イラクのために B・N・ロクール	カタセンブルグのために エリク・ヘドフェルト
リビニア人民共和国のために ルランド連合王国のために	ジヨルダン・ハシェミット王国の ために	オランダのために G・H・C・ボーデンハウゼ	イラクのために B・N・ロクール	カタセンブルグのために エリク・ヘドフェルト
グアテマラのために 政府の承認を条件として A・ドゥボン＝ヴィリエ	レバノンのために J・A・ジョンズ	フィリピン共和国のために G・H・C・ボーデンハウゼ	イラクのために B・N・ロクール	カタセンブルグのために エリク・ヘドフェルト
コスタ・リカのために J・J・レモス	ソヴィエト社会主义共和国連邦の ために	ボーランド共和国のために I・エドワルド・ペロティ	イラクのために B・N・ロクール	カタセンブルグのために エリク・ヘドフェルト
ハイチ共和国のために A・アドール	ウルグアイ東方共和国のために フイリアン・ノゲイラ	南アフリカ連邦のために V・エネズエラ合衆国のために	イラクのために B・N・ロクール	カタセンブルグのために エリク・ヘドフェルト
リビニア人民共和国のために ルランド連合王国のために	ジヨルダ・ダンタス ジヨゼ・ガリヤルド	ソヴィエト社会主义共和国連邦の ために	イラクのために B・N・ロクール	カタセンブルグのために エリク・ヘドフェルト
グレート・ブリテン及び北部アイ ルランド連合王国のために	リビアのために V・エネズエラ合衆国のために	ソヴィエト社会主义共和国連邦の ために	イラクのために B・N・ロクール	カタセンブルグのために エリク・ヘドフェルト
イエメンのために V・エヌマムのために	ヴィエトナムのために V・エヌマムのために	ソヴィエト社会主义共和国連邦の ために	イラクのために B・N・ロクール	カタセンブルグのために エリク・ヘドフェルト

ヨーロースラヴィア連邦人民共和
国のために
ドクトル ベルトルト・アイ
スネル

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

万国著作権条約の条件附の批
准、受諾又は加入に関する同条
約の第二附属議定書の批准につ
いて承認を求める件

右は本院において承認することを議
決した。

昭和三十二年十二月十一日

衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八殿

よつて国会法第八十三条により送付
する。

万国著作権条約の条件附の批
准、受諾又は加入に関する同条
約の第二附属議定書の批准につ
いて承認を求める件

万国著作権条約の条件附の批
准、受諾又は加入に関する同条
約の第二附属議定書の批准につ
いて承認を求める件

万国著作権条約の条件附の批
准、受諾又は加入に関する同条
約の第二附属議定書の批准につ
いて承認を求める件

の適用が条約の価値を著しく増大す
ることを認めて、
次とおり協定した。

1 この議定書の締約国は、条約の
批准若しくは受諾又はこれへの加
入のための文書の寄託の時に、国
際連合教育科学文化機関事務局長
(以下「事務局長」という。)に対し
て通告を行い、当該文書が、条約
第九条の規定の適用上、その通告
書に掲げる他のいすれかの国が批
准、受諾又は加入のための文書を
寄託するまで効力を生じない旨を
宣言することができる。

2 前項の規定による通告書は、そ
れが関係する文書に添附するもの
とする。

3 事務局長は、この議定書の規定
に従つて受領したすべての通告に
ついて、条約に署名し、又は加入
したすべての国に通報するものと
する。

4 この議定書は、条約と同一の日
付を有し、また、条約の場合と同
一の期間署名のため開放してお
く。

5 この議定書は、署名国による批
准又は受諾を要するものとする。

憲法第七十三条第三号ただし書の規
定に基き、国会の承認を求める。

〔参照〕

万国著作権条約の条件附の批
准、受諾又は加入に関する同条
約の第三附属議定書

この議定書の締約国は、
現行のいすれかの著作権保護の国
際制度に参加している国に対する方
面著作権条約(以下「条約」という。)

ての関係国に通報するものとす
る。その日の後に寄託された文
書は、その寄託の日に効力を生
ずる。

以上の証拠として、下名は、正当
に委任を受けて、この議定書に署名
した。

千九百五十二年九月六日ジュ
ネーヴで、ひとしく正文である英
語、フランス語及びスペイン語によ
り本書一通を作成した。本書は、条
約の本書に附属するものとする。事
務局長は、署名国及びイスラエル政
府に対し、並びに登録のため国際連
合事務総長に対し、その認証原本を送
付するものとする。

白ロシア・ソヴィエト社会主義共
和国のために
ノーベル・ラムゼー

ビルマ連邦のために

ボリヴィアのために

エル・サルバドル共和国のため
に
H・エスコバール・セラー

アミー

エクアドルのために

ブラジルのために

イルデフォンソ・マスカラ
ニャス・ダ・シリヴァ

スペインのために

アメリカ合衆国のために
ルーサー・B・エヴァンズ

ブルガリア人民共和国のために
カンボディア王国のために

エティオピアのために

カナダのために
ドクトル ヴィクトル・L・

フィンランドのために
Y・J・ハクリーネン

ドレ
C・スタイン

フランスのために
J・エスカラ

ドクター ヴィクトル・L・

マルセル・ブレザン
ビュジエ

ギリシャのために
セイロンのために
G・G・ベケット

マルセル・ブレザン
ビュジエ

カナダのために
ドレ
C・スタイン

マルセル・ブレザン
ビュジエ

ドクター ヴィクトル・L・

マルセル・ブレザン
ビュジエ

ギリシャのために
セイロンのために
G・G・ベケット

マルセル・ブレザン
ビュジエ

カナダのために
ドレ
C・スタイン

マルセル・ブレザン
ビュジエ

ドクター ヴィクトル・L・

マルセル・ブレザン
ビュジエ

ギリシャのために
セイロンのために
G・G・ベケット

マルセル・ブレザン
ビュジエ

カナダのために
ドレ
C・スタイン

マルセル・ブレザン
ビュジエ

ドクター ヴィクトル・L・

マルセル・ブレザン
ビュジエ

ギリシャのために
セイロンのために
G・G・ベケット

マルセル・ブレザン
ビュジエ

カナダのために
ドレ
C・スタイン

マルセル・ブレザン
ビュジエ

ドクター ヴィクトル・L・

マルセル・ブレザン
ビュジエ

ギリシャのために
セイロンのために
G・G・ベケット

マルセル・ブレザン
ビュジエ

カナダのために
ドレ
C・スタイン

マルセル・ブレザン
ビュジエ

ドクター ヴィクトル・L・

マルセル・ブレザン
ビュジエ

ギリシャのために
セイロンのために
G・G・ベケット

マルセル・ブレザン
ビュジエ

カナダのために
ドレ
C・スタイン

マルセル・ブレザン
ビュジエ

ドクター ヴィクトル・L・

マルセル・ブレザン
ビュジエ

アイルランドのために	バキスタンのために
エドワード・A・クレアリー	パナマのために
アイスランドのために	パラグアイのために
イスラエルのために	オランダのために
イタリアのために	パナマのために
アントニオ・ベンネット	日本国のために
フィリッポ・バスケラ	ジョルダン・ハシェミット王国のために
日本国のために	ために
ラオス王国のために	タイのために
レバノンのために	トルコのために
リベリアのために	ウクライナ・ソヴィエト社会主义共和国のために
リビアのために	ソヴィエト社会主义共和国連邦のために
ルーマニア人民共和国のために	南アフリカ連邦のために
ボルトガルのために	斐リピン共和国のために
ジュリオ・ダンタス	ウルグアイ東方共和国のために
ジョゼ・ガリャルド	フレイアン・ノゲイラ
ルーマニア人民共和国のために	I・エドワルド・ペロティ
グレー・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために	ヴェネズエラ合衆国のために
J・L・ブレイク	ウクライナ・ソヴィエト社会主义共和国のために
サン・マリノ共和国のために	イエメンのために
政府の承認を条件として	ヴィエトナムのために
リーフシック	無国籍者及び亡命者の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同条約の第一附属議定書
ヴァチカンのために	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
J・コント	万国著作権条約(以下「条約」といふ)の締約国でありかつこの議定書の締約国となる国は、次の規定を受諾した。
J・ボール・ブエンソード	1 この議定書の締約国に常時居住する無国籍者及び亡命者についてのと同一の取扱をするものとする。
スウェーデンのために	2 (a) 条約第八条の規定の例により、この議定書は、署名され、かつ、批准又は受諾を要するものとし、また、これに加入することができる。
ストゥーレ・ペトレン	(b) この議定書は、各国について、それぞれ、その批准、受諾若しくは加入のための文書の寄託の日又はその国における条約の効力発生の日のうちいずれかおぞい日に効力を生ずる。
エリク・ヘドフェルト	右は本院において承認することを議決した。
スイス連邦のために	よつて国会法第八十三条により送付する。
件	右は本院において承認することを議決した。
ニカラグアのために	件
ムリヤアウブト	〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
ノールウェーのために	万国著作権条約(以下「条約」といふ)の締約国でありかつこの議定書の締約国となる国は、次の規定を受諾した。
エイリフ・モエ	1 この議定書の締約国に常時居住する無国籍者及び亡命者についてのと同一の取扱をするものとする。
ニコ・ジドランドのために	2 (a) 条約第八条の規定の例により、この議定書は、署名され、かつ、批准又は受諾を要するものとし、また、これに加入することができる。
シリア共和国のために	(b) この議定書は、各国について、それぞれ、その批准、受諾若しくは加入のための文書の寄託の日又はその国における条約の効力発生の日のうちいずれかおぞい日に効力を生ずる。

昭和三十年十二月十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長河井彌八殿

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この議定書に署名した。

千九百五十二年九月六日にジョン・ホーヴで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。本書は、ユネスコ事務局長に寄託するものとする。

同事務局長は、署名國及びイスラエル政府に対し、並びに登録のため国際連合事務総長に対しその認証謄本を送付するものとする。

アフガニスタンのために

アルバニア人民共和国のために

アルゼンチン共和国のために

オーストリア連邦のために

ビルマ連邦のため ボリヴィアのために	エル・サルバドル共和国のため に
ブラジルのために ニヤス・ダ・シルヴァ	H・エスコバール・セラ ノミー
ブルガリア人民共和国のために	エクアドルのために ナ
カンボディア王国のために	スペインのために アメリカ合衆国のために
カナダのために ドクトル・ヴィクトル・L・ ドレ	ルーサー・H・エヴァンズ エティオピアのために
セイロンのために C・スタイン G・G・ベケット	フィンランドのために マルセル・ブレザン ビニジェ
中国のために コロンビア共和国のために	フランスのために J・エスカラ マルセル・ブーテ ギリシャのために
大韓民国のために コスタ・リカのために	ラオス王国のために A・ドゥボンリヴィリエ ミン
キューバのために J・J・レモス N・チエディアク	リベリアのために N・マサコワ J・A・ジョーンズ リビアのために
ヒルダ・ラ・ブライダ・ベル ナール	ボルトガルのために ジュリオ・ダンタス ジョゼ・ガリャルド ルーマニア人民共和国のために グレート・ブリテン及び北部アイ ルランド連合王国のために J・L・ブレイク
デンマークのために トルベン・ルント ドミニカ共和国のために	ウルグアイ東方共和国のために フィリアン・ノゲイラ I・エドワルド・ペロティ サン・マリノ共和国のために リーフシック
エジプトのために B・N・ロクール インドネシア共和国のために	イエメンのために C・コント J・ボール・ブエンソード スウェーデンのために ドクトル・ベルトルド・アイ スネル
イランのために ネバールのために エリク・ヘドフェルト	ユーロースラヴィア連邦人民共和国のために [審査報告書は都合により追録]

ある種の国際機関の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同条約の第二附属議定書の批准について承認を求めるの件右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年十一月十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八殿

(a) 条約第八条の規定の例により、この議定書は、署名され、かつ、批准又は受諾をするものとし、また、これに加入することができる。

(b) この議定書は、各国について、それぞれ、その批准、受諾若しくは加入のための文書の寄託の日又はその国における条約の効力発生の日のうちいずれかおそい日に効力を生ずる。

ある種の国際機関の著作物に対する同条約の第二附属議定書の批准について承認を求めるの件

ある種の国際機関の著作物に対する同条約の第二附属議定書の批准について承認を求めるの件

ある種の国際機関の著作物に対する同条約の第二附属議定書の批准について承認を求めるの件

ある種の国際機関の著作物に対する同条約の第二附属議定書の批准について承認を求めるの件

ある種の国際機関の著作物に対する同条約の第二附属議定書の批准について承認を求めるの件

大韓民国のために

グアテマラのために

政府の承認を条件として

A・ドゥボンリヴィエ

ミン

ハイティ共和国のために

A・アドール

ホンデュラス共和国のために

B・シエラリオ・デ・テレネフ

ハンガリー人民共和国のために

C・アドール

コスタリカのために

D・レモス

エジプトのために

E・ルゲル

トルベソ・ルソト

F・ナール

トルベソ・ルソト

G・ナール

H・ロクール

I・ラード

J・ラード

K・ラード

L・ラード

M・ラード

N・ラード

O・ラード

P・ラード

Q・ラード

R・ラード

S・ラード

T・ラード

U・ラード

V・ラード

W・ラード

X・ラード

Y・ラード

Z・ラード

A・ラード

B・ラード

C・ラード

D・ラード

E・ラード

F・ラード

G・ラード

H・ラード

I・ラード

リビアのために

リヒテンシュタインのために

ルクセンブルグのために

J・シェトルム
メキシコのために

G・フェルナンデス・デル

カステイリョ

モナコのために

ソラミート

C・バッレイラ

ネバールのために

ニカラグアのために

ムリヤアップト

ノールウェーのために

エイリフ・モエ

パキスタンのために

エイリフ・モエ

ルーマニア人民共和国のために

ヴィエトナムのために

グレート・ブリテン及び北部アイ

ルランド連合王国のために

サン・マリノ共和国のために

J・L・ブレイク
リーフシック

ヴァチカンのために

C・コント

J・ポール・ブエンソード

スウェーデンのために

ストゥーレ・ペトレン

エリク・ヘドフェルト

スイス連邦のために

ブリニオ・ボラ

ハンス・モルフ

アンリ・テヴナ

シリア共和国のために

チニコ・スロヴァキアのために

トルコのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために

南アフリカ連邦のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦のために

パナマのために

パラグアイのために

オランダのために

ペルーのために

フィリピン共和国のために

ボーランド共和国のために

ポルトガルのために

ジリオ・ダンタス

ジゼ・ガリャルド

昭和三十年十一月十五日 参議院会議録第七号 万国著作権条約の批准について承認を求める件外三件

イエメンのために

ユーゴースラヴィア連邦人民共和国のために

ドクトル ベルトルド・アイ
スネル

〔山川良一君登壇 拍手〕

〔山川良一君登壇 拍手〕

○山川良一君 ただいま議題となりました万国著作権条約及び同条約の三附属議定書、それぞれの批准について承認を求める件について、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、これらの条約及び三議定書は、ユネスコ主催の国際連合で開催されたものであります。わが国は昭和二十七年の八月から九月にかけてジ・ネーヴで開催された国際會議で作成されたものであります。わが国は昭和二十八年一月三日に署名いたしましたのであります。その内容の概略は次の通りであります。

まずこの条約は著作権の保護に関する無方式主義を採用するペルス条約であり、わが国は、この条約の当事国となりますが、すでに当事国となつてゐるペルス条約の当事国外の諸国との間に著作権の保護関係を生ずることになりますと、すでに当事国となつてゐるペルス条約の当事国の間の橋渡しのための条約であり、わが国は、この条約の当事国になりますと、さらにまた、平和条約第十

五条に基く現行の日米著作権暫定取り扱いが失効する昭和四月二十八日以降における日米両国間の著作権関係を有利に規律し得ることになるのであります。次に、三附属議定書は、無国籍者

及び亡命者の著作物を保護すること、国際連合等の著作物を保護すること、条約の効力発生に一定の停止条件を付することを認めることを内容としており、それぞれこの条約を補足する役割を持つものであります。なお、これら

の条約と附属書の効力は、その批准書をユネスコ事務局長に寄託した後三ヵ月で発生することになつております。現行の日米暫定取り扱いの失効す

る明年四月二十八日までに、わが国につき努力を生ぜしめるためには、明年

一月二十八日までに批准書の寄託を了しておくる必要があるので、時間的にも

本国会で承認を得たいという政府の要請であります。

一月二十八日までに批准書の寄託を了しておくる必要があるので、時間的にも本国会で承認を得たいといふ政府の要請であります。

委員会の審議におきましては、日本暫定協定の失効が明年四月に予見され

ておりながら、何ゆえ時日の切迫した今日まで国会提出がおくれていたのか、また、この条約へ加入の得失についておりながら、何ゆえ時日の切迫した今日まで国会提出がおくれていたのか、また、この条約へ加入の得失についておこなうべき検討に当たる文部省著作権制度調査会では賛否論があったというが、その間の事情はどうか。それから委員会実施に伴い、いかなる立法措置をとるか等、幾多の点について活発な質疑ございましたが、詳細は会議録につき御承認願いたいと存じます。

討論におきましては、石黒委員から、「本件のごとき重要案件を短時間に審査を強要されることは遺憾である。今後は国会軽視とならぬよう十分に注意されたい」との希望を述べて賛成されました。次に梶原委員は、「この条約実施上、国内法制を整備する必要が

あると説明されておるが、政府は所要の立法ができるだけ早く整え、次回国会に提出するよう希望する」との意見を付して賛成されたのであります。

次いで採決を行いましたところ、全会一致をもつて四件とも承認すべきとの議決いたした次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

○議長(河井彌八君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

これまで議長が開いた方々著作権条約の批准についてのありました方々の報告について承認を求める件ほか三件の採決をいたしました。

四件全部を問題に供します。委員長報告の通り四件を承認することに賛成の旨を記載した方々著作権条約の批准についての議論がございましたが、それから委員長報告の通りに承認することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて四件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書を提出しました。

福島都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案可決報告書

書

(号外) 報官

その第二点は行政審議会の委員の定数の増加の点であります。

改正の第一点について申し上げますと、現在、行政監察においては国の行政機関の業務について監察するとともに、日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の業務並びに国が委任または補助にかかる業務について監察に因連して調査を行うことになります。

企業金融公庫の四公庫、日本住宅公団、愛知用水公団、農地開発機械公団の三公團及び法令の規定により、國が資本金の二分の一以上を出資する義務がある法人で、政令で指定するものに業務についても、關係行政機関の監察に因連して調査を行なうことができる」といたしておるのであります。

次に改正の第二点について申し上げますと、政府の説明によれば、政府は新内閣の重要な政策の一つとして、行政機関の改革を強力に遂行する所存であり、これがためには一そく広く各界の公正なる意見をもくみ入れて慎重に検討し、もつて簡素能率的にして国民に親しまれる機関に改めたい考えである。このことでありまして、これがため行政管理庁の諸機関である行政審議会の委員の定数を五人増員しまして、二十人以内と改めることにいたしておるのであります。

内閣委員会は、委員会を五回開きまして、本法律案の審査に当つたのであります。

その第一点は、行政管理庁の調査対象の範囲を公團、公庫等の業務にまで拡張することは、主管大臣の監督権を侵犯し、閣内の対立を起すこととなり、内閣の統一性を乱すと同時に、主管大臣の責任を不明確ならしむるおそれないか。また行政管理庁は現在さような調査能力を有しておらないのではないかという点について質問がなされました。この点に関しまして、行政管理庁の行う監査、調査及び勧告は、あくまでも第三者的立場から所管行政の指導監督の足らざることを補完協力し、行政事務の改善に資することを目的とするものであり、また重要事項について勧告を行ふ場合は、行政管理庁はあらかじめ閣議に諮ることとして、政

その第二点は、今回の改正案を提出されると改正是、来年度政府が企図して調査対象の範囲の拡張を行なつておる行政機構改革の際に、あわせて検討すべきであるにもかかわらず、何ゆえに緊急に今回の臨時国会に提出され

たのであるかという点につきましては、特に、最近政府は住宅政策に力を注いでおり、これに伴い住宅公団について早急に調査を行う必要があり、な

ある法の公共性にかんがみ、公社と同様調査の対象として緊急に取り上げるべく今回の改正案を提案した旨、河野行政管理庁長官及び政府委員より説明がなされました。

その第三点は、國が資本金の二分の一以上を出資する義務がある法人で、この際、政令で指定せんとするものは具体的に何であるかといふ点につきますと、行政管理庁がこの際、さしあたり調査を行わんとするものは、日本開發銀行及び日本輸出入銀行の二つである旨、政府委員より説明がなされました。

その第四点は、行政審議会の委員五名増員の点であります。政府は、また現在の監査能力は、過去の経験によって従前より一段と充実しておるから、調査能力の点において不十分な点はないと思う旨、根本官房長官及び政府委員より答弁がなされました。

された審議会に行政機構改革案を諮問して、来年一月中に成案を得て、来年二月中に国会に改革案を提出したい政

府の方針である。なお政府は現在の行政機構のうちには、過去の占領下において内外の事情のもとに設けられたものもあるので、これらを適正に是正するほか、行政機構全般にわたって最も能率的に、かつ國民に親しやすい機

構に改革したい方針であつて、従来の行政機構の改革は、行政整理を意図しておつたが、今回はかくのごとき行政整理、すなわち人員整理を目標としない。また現在の国情はこのような人員整理を行ふべき時期でないと考える旨、河野行政管理庁長官より所見が明らかにされました。

その他審議の詳細は、委員会会議録に譲りましたので、その点御了承を願います。

本日の委員会におきましては、質疑も終了いたしましたので討論に入りましたところ、まず島村委員より、「本法律案を次のとく修正」、その修正部分を除いた原案に賛成する。その修正案は原案の第二条第十二号の改正規定中、「法令の規定により國が資本金の二分の一以上を出資する義務がある法人で政令で指定するものの業務」を削るというものであつて、その修正の理由の第一点は、政府がさしあたつて調査せんとする法人は、日本開發銀行及び日本輸出入銀行の二つであつて、将

來は他の法人にも及ぼさんとすることであるが、現在の行政管理庁の機構及び能力では、これらの調査を行なつて

も十分なる成果を上げることは期待できない。その第二点は、これらの法人には主管大臣の監督もあり、また別途会計検査院の検査と重複するおそれもあり、また責任内閣制をとつては、内閣の一体性を弱める結果にもなるおそれがある。これら行政管理庁に伴つて、左の付帯決議案を提出す

る旨の発言がありました。その付帯決議案を朗読いたします。

付帯決議案

政府の宣明せる行政機構改革に際し、各省の所管事項に対する当該大臣の監督権限の強化を、法律的にも予算的にもこれを実現すること。

右決議する。

次いで野本委員より、「自由民主党を代表して右の修正案を含む原案に賛成する」旨の発言があり、最後に千葉委員より、「日本社会党を代表して原案に賛成し、修正案及び付帯決議案に反対する。その理由としては、この会期の短かい臨時国会に本法律案が提出されたことにについては不満であるが、監査行政を強化しようとする政府の態度は正しいものと考える。予算の適正使用、行政能率の向上は今日国民の強

(号外) 報

く要望しているところであつて、本法は、何ら所管大臣の権限を侵すものとは考へない。ただ、政府はこのたびの措置により行政管理庁の人員増加について十分考慮を払うべきものであると考へる。なお行政審議会の委員の人選は、適正な考慮を払わねたい。また機構改革については、何ら政府が具体的案を示さぬのはきわめて不満であるが、今後の機構改革の際、人員整理を行わないといふ政府の態度には一応賛成である」旨の発言がありました。

修正案及び付帯決議案の趣旨並びにこれに対する政府の見解について、島村委員及び政府当局に対して質疑が行われました。

かくて討論を終了いたしましたので、直ちに採決に入つたのでございま

す。島村委員提出の修正案について採決をいたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと認決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決をいたしましたところ、これまた多数をもつて可決すべきものと認決せられ、最後に先の島村委員提出の付帯決議案について採決いたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと認決することに決定せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。菊川幸夫君。

〔菊川幸夫君登壇、拍手〕

設立されまして、輸出入業者、大企業に對しまして、長期、低利の資金を貸し付けるものでありますために、從来

の融資にメスを加えれば、何が出てくるかもわからぬと思います。それに

対する不信任の意思表示であり、いやがらせにすぎないのであります。われ

○菊川幸夫君 登壇、私は社会党を代表し、行政管理庁設置法の一部を改正する法

案について、政府原案に賛成、委員長報告の修正議決に反対します。

この修正案は、内閣委員会で緑風会の島村軍次君より提出されたものであります。意外にも政府与党たる自由民主党の委員も、この修正案に賛成をされました。実はあぜんとしたのであります。そこで野党たるわれわれ社

界人の暗躍が行われ、その陰に利権を行なうといふ政府の態度には一応賛成である」旨の発言がありました。

修正案及び付帯決議案の趣旨並びにこれに対する政府の見解について、島村委員及び政府当局に対して質疑が行われました。

かくて討論を終了いたしましたので、直ちに採決に入つたのでございま

す。島村委員提出の修正案について採決をいたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと認決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決をいたしましたところ、これまた多数をもつて可決すべきものと認決せられ、最後に先の島村委員提出の付帯決議案について採決いたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと認決することに決定せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。菊川幸夫君。

この修正案は、内閣委員会で緑風会の島村軍次君より提出されたものであります。意外にも政府与党たる自由民主党の委員も、この修正案に賛成をされました。実はあぜんとしたのであります。そこで野党たるわれわれ社界人の暗躍が行われ、その陰に利権を行なうといふ政府の態度には一応賛成である」旨の発言がありました。

修正案及び付帯決議案の趣旨並びにこれに対する政府の見解について、島村委員及び政府当局に対して質疑が行われました。

かくて討論を終了いたしましたので、直ちに採決に入つたのでございま

す。島村委員提出の修正案について採決をいたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと認決せられ、次いで修正部分を除く原案について採決をいたしましたところ、これまた多数をもつて可決すべきものと認決せられ、最後に先の島村委員提出の付帯決議案について採決いたしましたところ、多数をもつて可決すべきものと認決することに決定せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。菊川幸夫君。

際申し添えておきます。修正案は、明らかに行政管理庁長官たる河野一郎君に對する不信任の意思表示であり、いやがらせにすぎないのであります。われ

われは四月に行われると言わっているところの自由民主党の總裁公選を前にして、その主導権争奪の具に供されていふと見られる修正案に賛成するわけには参らないのです。だからと

ころの自由民主党の總裁公選を前にして、その主導権争奪の具に供されていふと見られる修正案に賛成するわけには参らないのです。だからと

議するといいなどにかかわらず、常に良識を口にされる縁風会の発議によつて行われることに対し、衷心より遺憾の意を表し、議員各位の参考を求めて、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 廣瀬久忠君。
〔廣瀬久忠君登壇、拍手〕

○廣瀬久忠君 私は、修正並びに付帯決議に賛成をいたすものであります。これから理由を申し述べます。私は、行政管理庁の監査の範囲といふのは、本来政府の行政機構の範囲に限らずべきものであると思ひます。従つて、監査に付隨するいわゆる調査については、得る限りこれを限局すべきであると思ひます。何となれば、調査を受けますところのものは、政府の行政機構以外のものであります。行政機構ではありません。しかも調査といふても、実は監査と何ら異なるところなく、その影響もそこにある重大であるのであります。実例を申せば、今回の運輸省の監査に付隨して日本国有鉄道の調査を行なつたのであります。が、その結果の勅告は、經濟上及び政治上すこぶる重大な波紋を投げかけておるのであります。従つて調査の範囲を拡大するについては、われわれは非常な慎重な態度をもつて臨まなければならぬと思います。今回の改正案が調査の目的としておるもののかどうかは、あるとかあるいは公團のことときは、

その性格が、從来調査の対象となつておつたところの三公社と非常に類似しておりますのでありますから、これを調査の目的とするということは、われわれ慎重考慮の上、これを認めたのであります。この改正案中の、いわゆる資本金二分の一以上を政府に出資せしむるものの中、政令で指定せんとするものについては、その業務の性質上、三公社と著しく性質を異にするものが多いのであります。それには、例えば開発銀行のことき、あるいは日銀の輸出入銀行のことき、あるいは電源開発会社のことき、あるいは石油資源開発会社のこときも、この行政管理庁の調査の対象になり得るのであります。これらものには行政管理庁の調査の対象にすることなく、いかに考えてそれは行き過ぎである。行政管理庁が銀行を調査し得るなどといったならば、これは社会の常識を逸脱するものであると私は思ひます。今日の行政管理庁がその能力においても、調査する能力は持つておらぬのであります。行政管理庁の調査の対象はかくまでこれを拡張すべきものではないと思う。よつて今回の改正については、公團及び公庫まではこれを認め

す。大臣には、内閣の運命に関する連帶責任の一角を皆背負わされておるのを理解せねばならぬと思います。要は、内閣の使命を果すゆえんであります。また責任内閣制の責任実現のまじめなる態度であると信じて疑ひません。(拍手)監督権の強化は正道によれ、行管のことをわざに力を入れてはならぬと私は言ひます。今回の修正は、この大眼目に出发しておることを明らかにして、私は修正案の意を表します。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の发言は、全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

昭和三十年七月二十五日

衆議院議長 益谷 秀次
參議院議長 河井彌八殿

〔審査報告書は都合により追録に付され、行管の活動は限定的である。大臣責任に矛盾するものであります。ゆえに行管の活動は限定的である。いわんや行管の活動が広くかつ強きに失するときは、内閣の一部性を阻害し、かつ大臣責任をあいまいならしむるものであるからであります。今回の大眼目に出发しておることを明らかにして、私は修正案の意を表します。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者は、全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

〔審査報告の通り、修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めました。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) この際、日程に付加して、地方財政再建促進特別措置法案(第二十二回国会内閣提出、衆議院送付)

昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。

〔審査報告書は都合により追録に付され、行管の監督的役割を強化するための法律の趣旨〕

第一条 この法律は、地方公共団体の財政の健全性を確保するため、臨時に地方公共団体の行政及び財政に關して必要な特

別措置を定めるものとする。

(財政再建計画の策定)

第二条 昭和二十九年度において、歳入が歳出に不足するため昭和三十

年度の歳入を繰り上げてこれに

充て、又は実質上歳入が歳出に不足するため昭和二十九年度に支払うべき債務の支払を昭和三十年度に繰り延べ、若しくは昭和二十九年度に執行すべき事業を昭和三十年度に繰り越す措置を行つた地方公共団体(以下「昭和二十九年度の赤字団体」という。)で、この法律によつて財政の再建を行おうとするものは、当該昭和二十九年度の赤字団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治庁長官に申し出、自治庁長官が指定する日(以下「指定日」という。)現在により、財政の再建に関する計画(以下「財政再建計画」という。)を定めなければならない。

2 前項の歳入又は歳出は、当該昭和二十九年度の赤字団体の一般会計及び特別会計のうち次の各号に掲げるもの以外のものに係る歳入又は歳出で、これらの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除した純計によるものとする。

一 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第一条第一項に規定する地方公営企業及び同法同条第二項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する地方公営企業以外の企業に係る特別会計

二 前号に掲げるもののほか、地方財政法(昭和二十三年法律第二百二十六号)第四条第

百九号)第六条に規定する公営企業に係る特別会計

三 前各号に掲げるもののほか、政令で定めるもの

3 財政再建計画は、指定日の属する年度及びこれに続くおおむね七年度以内に歳入と歳出との均衡が実質的に回復するよう、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第二号ニに掲げる事項については、財政の再建のため特に必要と認められる昭和二十九年度の赤字団体に限る。

一 財政の再建の基本方針

二 次に掲げる財政の再建に必要な具体的措置及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額

イ 第十二条の規定による地方債の償還を含めて、毎年度実質上歳入と歳出とが均衡を保つことを目標とする経費の節減計画

ロ 指定日の属する年度以降の年度分の租税その他の収入について、その徴収成績を通常の成績以上に高めるための計画及びその実施の要領

ハ 指定日の属する年度の前年度以前の年度分の租税その他の収入で滞納に係るものとの徵収計画及びその実施の要領

14 第十二条の規定による財政の再建に必要な事項

五 前各号に掲げるもののほか、昭和二十九年度の赤字団体で第一項の規定による財政の再建の申出をしないものがある場合には、自治庁長官は、当該昭和二十九年度の赤字団体に対し、この法律の規定によつて財政の再建を行ふべきことを勧告することができる。

(財政再建計画の承認及び予算の調整)

15 第三条 前条第一項の規定による財政再建計画は、昭和二十九年度の赤字団体(以下「財政再建団体」という。)が当該財政再建計画について承認を得た昭和二十九年度の赤字団体(以下「財政再建団体」という。)が当該財政再建計画について変更(政令で定める軽微

な変更を除く。)を加えようとする場合について準用する。

15 災害その他緊急やむを得ない理由により異常の支出を要することとなつたため、財政再建計画を変更する必要を生じたが、あらかじめその変更について自治庁長官の承認を得る、とまがないときは、財政再建団体は、事後において、遅滞なく、その変更について自治庁長官の承認を得なければならぬ。第一項後段及び第二項の規定によつて、この場合について準用する。

16 財政再建団体の長は、財政再建計画に基いて予算を調製しなければならない。

(財政再建計画の公表)

第四条 財政再建団体は、財政再建計画の承認があつた場合においては、その要領を住民に公表しなければならない。財政再建団体が自治庁長官の承認を得て財政再建計画を変更した場合においても、また同様とする。

(財政再建計画の承認の通知)

第五条 自治庁長官は、財政再建計画を承認した場合においては、遅滞なく、当該財政再建計画に含まれている国が負担金等を支出する事務に関する部分を当該負担金等に係る事務を所掌する各省各庁の長に通知しなければならない。

又は前項の規定により昭和二十九年度の赤字団体又は財政再建団体の長が不信任の議決があつたものとみなした場合について準用する。この場合において、同法同条第一項後段中「通知をうけた日から十日以内」とあるのは、第二項の場合にあつては「議決があつた場合にあつては「議決があつた日から起算して十日以内」と、前項の場合にあつては「議案を再提出した日から起算して四十日以内

の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。

2 前項の規定による地方債（以下「財政再建債」という。）の額は、次の各号に掲げる金額の範囲内で当該財政再建団体の財政の再建のため必要と認められる額とする。

一 昭和二十九年度において歳入が歳出に不足するため、昭和三十一年度の歳入を繰り上げて充用した額に相当する額。

二 実質上歳入が歳出に不足するため、昭和二十九年度に支払るべき債務でその支払を昭和三十一年度に繰り延べた額又は昭和二十九年度に執行すべき事務に係る歳出予算の額で昭和三十一年度に繰り越した額から当該支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で昭和二十九年度に収入されなかつた部分に相当する額その他政令で定める額を控除した金額。

三 退職職員に支給すべき退職手当の財源に充てるため必要な金額。

（財政再建債の償還）

第十三条 財政再建債は、前条第二項第一号又は第二号の規定によるものにあつては指定日の属する年度の翌年度以降おおむね七年度以内に、同条同項第三号の規定によるものにあつては当該財政再建債を起した日の属する年度の翌年度以内に、それぞれ財政再建計画に基づき償還しなければならない。

（財政再建債の償還）

第十四条 財政再建債の償還の方法を起し、並びに起債の方法、利息の定率及び償還の方法を変更しないとする場合は、地方自治法〇第二百五十七条の規定にかかる。

（財政再建債の償還）

第十五条 国は、毎年度予算の範囲内で、財政再建債で利息の定率が年六分五厘をこえるものにつき、年二分の定率を乗じて得た額を限度として、当該財政再建債の当該

財政再建団体が直ちに当該債権者に係る財政再建債の償還に充てることを条件として、政府資金を当該財政再建団体に融通するようにするものとする。

（財政再建債の償還）

第十六条 財政再建債の消化の促進を図るため、自治庁に、財政再建債消化促進審議会を置く。

（財政再建債消化促進審議会は、自治庁長官及び國保行政機関の長に対し意見を申し述べるものとする。）

第十七条 財政再建団体のうち次の各号の一に該当するものが行う国の負担金等を伴う国の利害に重要な関係がある事業及び国が当該財政再建団体に負担金を課して直轄で行う事業で政令で定めるものについては、当分の間、政令で定めるところにより、当該事業に要する経費の負担割合について、特別の定をすることができる。

（財政再建債消化促進審議会は、委員十人をもつて組織する。）

第十八条 委員は、次の各号に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

（財政再建債消化促進審議会は、自治庁次長、二大蔵事務次官、郵政事務次官、都道府県知事を代表する者一人、市長を代表する者一人、町村長を代表する者一人、日本銀行總裁）

（財政再建債の償還）

第十九条 財政再建団体が財政再建基く職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）第四条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）又は市町村立学校職員（以下本条中「退職職員」という。）に支給すべき退職手当の財源に充てるため、

（財政再建債の償還）

第二十条 國は、財政再建団体が第一項の規定により起した財政再建債のうち國以外のものが引き受けたものについて、昭和三十年度以降において当該財政再建債の債権者の申出があったときは、資金運用部資

（財政再建債の償還）

第廿一条 國は、財政再建団体が第一項の規定により起した財政再建債のうち國以外のものが引き受けたものについて、昭和三十年度以降において当該財政再建債の債権者の申出があったときは、資金運用部資

（財政再建債の償還）

に政令で定める率を乗じて得た額をこえる財政再建団体（助言、勧告その他の必要な援助の請求）

第十八条 昭和二十九年度の赤字団体又は財政再建団体は、財政再建計画を策定し、又はこれを実施するため必要があるときは、自治長官その他関係行政機関の長に対し、助言、勧告その他必要な援助を求めることができる。

(報告及び公表)

第十九条 財政再建団体は、毎年九月三十日までに、前年度における決算との関係を明らかにした財政再建計画の実施状況を自治長官に報告するとともに、その要旨を住民に公表しなければならない。

財政再建団体は、総理府令で定めるところにより、毎年度、資金計画を自治長官に報告しなければならない。

(監査)

第二十条 自治長官は、必要に応じ、財政再建団体について財政再建計画の実施の状況を監査するものとする。

(財政運営の改善のための措置等)

第二十一条 自治長官は、財政再建団体の財政の運営がその財政再建計画に適合しないと認める場合においては、財政の運営を財政再

建計画に適合させるため、当該財政再建団体に対し、予算のうちそ
の過大であるため財政再建計画に適合しないと認められる部分の執行を停止することその他当該財政再建団体の財政の運営について必要な措置を講ずることを命ぜることができる。

2 自治長官は、地方行政又は地方財政に係る制度の改正その他特別の理由により、財政再建団体の財政再建計画を変更する必要があると認める場合においては、当該財政再建団体に対し、当該財政再建計画の変更を命ぜることができ。

3 財政再建団体が前二項の規定による命令に従わなかつた場合においては、自治長官は、第十五条の規定による財政再建債の利子の補給を停止し、又は当該財政再建団体が起す地方債について地方自治法第二百五十五条の規定による許可をせず、若しくは当該許可をしないことを関係都道府県知事に命ぜることができる。

八条及び第十九条の規定は、第二条第一項の規定により財政の再建を行なうことを申し出た昭和三十年度以降の赤字団体が行う財政の再建について準用する。

(財政再建債を起さないで行う財政の再建)

第二十二条 昭和二十九年度の赤字団体が第十二条の規定による財政再建債を起さないで財政の再建を行うこととした場合においては、財政の運営を財政再

第十二条から第十五条まで、第十
七条及び前二条の規定は、当該昭和二十九年度の赤字団体については、適用しない。

2 昭和三十年度以降の年度において、歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を繰り上げてこれに充て、又は実質上歳入が歳出に不足するため当該年度に支払すべき債務の支払を翌年度に繰り延べ、若しくは当該年度に執行すべき事業を翌年度に繰り越す措置を行つた地方公共団体すでに財政再建団体となつてゐるもの以外のもの(以下「昭和三十年度以降の赤字団体」という。)は、当分の間、第二条第一項の規定により財政の再建を行うことを申し出ることができる。第二条第二項及び第三項、第八条及び第十九条の規定は、第二

条第一項の規定により財政の再建を行なうことを申し出た昭和三十年度以降の赤字団体が行う財政の再建について準用する。

(退職手当の財源に充てるための地方債等)

第二十四条 地方公共団体は、当分の間、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員を退職させる場合(市町村立学校職員については、その定数に関する都道府県の条例の改正又は予算の減少により都道府県の教育委員会が都道府県知事と協議して定めた市町村立学校職員の整理の計画に基いて

方財政法第五条第一項ただし書の規定にかかるわらず、前条第二項の規定によつて財政の再建を行う場合でなければ、地方債をもつて同

一項ただし書の規定にかかるわらず、地方債を起すことができる。

2 地方公共団体は、当分の間、国

(国家行政組織法昭和二十三年法律第二百二十号)第八条の規定に基づき設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九条に規定する

地方支分部局並びに裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。

(以下「昭和三十年度以降の赤字団体」といふ。)に對し、寄附金、法律又は政令の規定に基かない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。)を支出しようとする場合においては、政令で定めることにより、あらかじめ自治長官の承認を得なければならない。

八条及び第十九条の規定は、第二条第一項の規定により財政の再建を行なうことを申し出た昭和三十年度以降の赤字団体が行う財政の再建について準用する。

(昭和三十年度以降の赤字団体の地方債の制限等)

第二十五条 自治長官は、政令で定めるところにより、この法律に定める自治長官の権限のうち市町村に係るもの一部を都道府県知事に委任することができる。

退職させる場合)においては、そ

の退職する職員又は市町村立学校職員に支給する退職手当の財源に充てるため、地方財政法第五条第

一項ただし書の規定にかかるわらず、地方債を起すことができる。

2 地方公共団体は、当分の間、國

(国家行政組織法昭和二十三年法律第二百二十号)第八条の規定に基づき設置される機関で地方に置かれるもの及び同法第九条に規定する

地方支分部局並びに裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条に規定する下級裁判所を含む。

(以下「昭和三十年度以降の赤字団体」といふ。)に對し、寄附金、法律又は政令の規定に基かない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国に移管しようとする場合における国と当該地方公共団体との協議に基いて支出する寄附金等」といふ。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国に移管しようとする場合における国と当該地方公共団体との協議に基いて支出する寄附金等で、あらかじめ自治長官の承認を得たものについては、この限りでない。

(自治長官の権限の委任)

第二十六条 自治長官は、政令で定めるところにより、この法律に定める自治長官の権限のうち市町村に係るもの一部を都道府県知事に委任することができる。

昭和三十一年度以降の地方財政に係る制度の改正等により、地方財政の基盤が確立おもては、昭和三十一年度以降の赤字団体で政令で定めるものは、地

(政令への委任)
第二十六条 この法律に定めるもの

のほか、市町村の廃置分合又は境
界変更があつた場合におけるこの法律

の規定の適用その他この法律
の施行に關し必要な事項は、政令
で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。ただし、附則第五項中地方

財政法第五条第三項の改正規定
は、昭和三十一年四月一日から施
行する。

2 第二十四条第二項本文の規定
は、この法律(前項ただし書に係
る部分を除く)の施行の日前にお
いてなされた國と地方公共団体と
の契約に基いて、当該地方公共団
体が寄附金等を支出する場合につ
いては、適用しない。

3 昭和三十年度に限り、第二条第
三項第二号ニ中「個人に対する道
府県民税の所得割にあつては、所
得割の課税総額の算定に用いる標準
率とする。」とあるのは、「個人
に対する道府県民税の所得割にあ
つては、所得割の課税総額の算定
に用いる標準率とし、個人に対する
市町村民税の所得割にあつては、
市町村民税の課税総額の算定によ
つて算定した率とする。」と

4 地方財政再建促進特別措置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次の
ようにより改正する。

5 第四条中第十三号の次に次の一
号を加える。

6 第二十三条の二を第二十四条の
三とし、第二十四条の次に次の一
号を加える。

7 第二十四条の二を第二十四条の
三とし、第二十四条の次に次の一
号を加える。

8 第二十九条中第十八号を第十九号と
し、同条第十七号の次に次の一号
を加える。

9 第二十九条中第十九号を第二十
号とし、同条第十七号の次に次の一
号を加える。

10 第二十九条中第十九号を第二十
号とし、同条第十七号の次に次の一
号を加える。

- 4 自治厅設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次の
ようにより改正する。
- 第十四条中第十三号の次に次の一
号を加える。
- 13 第二十三条の二 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第二百六十一号)の規定により地方
公共団体の財政再建計画及び
その変更を承認し、並びに同
法の規定により財政再建団体
について、その財政の運営を
監査し、及び監督すること。
財政運営の改善のため監査し、及び監督すること。
- 14 第二十九条中第十八号を第十九号と
し、同条第十七号の次に次の一号
を加える。
- 15 地方財政再建促進特別措
置法の規定により地方公共團
体の財政再建計画及びその変
更を承認し、並びに同法の規
定により財政再建団体につい
て、その財政を監査し、及び
監督すること。
- 16 第二十九条中第十九号を第二十
号とし、同条第十七号の次に次の一
号を加える。
- 17 第二十九条中第十九号を第二十
号とし、同条第十七号の次に次の一
号を加える。
- 18 第二十九条中第十九号を第二十
号とし、同条第十七号の次に次の一
号を加える。

第二十二条の規定による財政
再建団体の監督に関するこ
と。

第二十四条の二を第二十四条の
三とし、第二十四条の次に次の一
号を加える。

第二十四条の二 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十一年法律第二百六十一号)の規定により財政再
建促進促進審議会を置く。

2 財政再建債消化促進審議会の
権限、組織、委員の任命その他
の事項については、地方財政再
建促進特別措置法第十六条の定
めることによる。

3 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

4 第五条第三項を次のように改
正する。

5 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

6 第五条第三項を次のように改
正する。

7 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

8 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

9 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

10 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

11 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

12 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

13 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

14 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

15 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

16 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

17 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

18 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

19 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

20 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

21 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

22 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

23 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

24 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

25 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

た場合における市町村民税の所
得割の総額と同額となる税率と
する。

第二十二条第二項中「國家地方警
察」を「警察庁」に改める。

第十二条第二項中「國家地方警
察」を「警察庁」に改める法
律(昭和二十七年法律第二百四十七
号)の一部を次のとおりに改正する。

6 地方財政法の一部を改正する法
律(昭和二十七年法律第二百四十七
号)の一部を次のとおりに改正する。

7 地方公共団体の負担金の納付の特例に関する
法律(昭和二十九年法律第二百四十一号)の一部
を次のとおりに改正する。

8 政府は、昭和二十七年以前に國が直轄
で行った事業についての負担金で、昭和三十
一年三月三十一日現在においてまだ納付
されていないものについては、政令で定め
ることにより、昭和三十一年度において
當該地方公共団体の発行する地方債の額
(券面額の発行する債券を含む)をもつて
納付せることができる。

9 昭和二十七年度以前に國が直轄で行った事
業についての負担金につき、改正前の地方公
共団体の負担金の納付の特例に関する法律本
則第二項の規定に基いて定められた昭和二十
九年度の納付分に係る還済利子については、
該當の従前の例による。

10 「審査報告書は都合により追録に
掲載」

11 昭和二十年度の地方財政に関する
特別措置法案

12 右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

13 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

14 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

15 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

16 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

17 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

18 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

19 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

20 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

21 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

22 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

23 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

24 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

25 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

26 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

27 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

28 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

29 第二十二条の二 地方財政に
關する事項を次のように改
正する。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十年十二月十三日

衆議院議長 益谷 秀次

特別措置法案

昭和三十年度の地方財政に関する
特別措置法案

ただし書の規定により、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条第二項ただし書の規定により各地方団体について算定した財源不足額を調整した額から当該地方団体の昭和三十年度分の普通交付税の額を控除した額）

二 地方交付税法第十五条に規定する特別交付税の額の算定の例

により、総理府令で定めることにより算定した特別の財政需要があること又は財政収入額の

減少があることにより必要とされる額

4 前項に定めるもののはか、臨時地方財政特別交付金の交付に關し必要な事項は、総理府令で定める。

(普通交付税の額の特例)

第二条 臨時地方財政特別交付金の交付に伴い、昭和三十年度に限り、地方交付税法第六条の二及び地方交付税法の一部を改正する法律

(昭和三十年法律第二百一十三号)附

則第二項の規定にかかわらず、地方交付税法第六条第二項の規定による地方交付税の總額をもつて普通交付税とする。

2 昭和三十年度に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税

の額は、地方交付税法第十条第二項の規定にかかわらず、同法第十一条の規定により算定して基準財政需要額が同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額をこえる地方団体の財源不足額を普通交付税の總額をあん分した額とす

る。ただし、各地方団体の財源不足額の合算額が前項の普通交付税の總額に日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）附則第五項の規定により日本専売公社から交付税及び譲与税配付金特別会計に納付される金額に相当する金額及び臨時地方財政特別交付税の總額に相当する金額を加えた額の百分の九十二に相当する額をこえる場合においては、地方交付税法第十条第二項ただし書の規定の例により各地方団体について算定

した財源不足額を調整した額である。

3 前項の場合において、各地方団体の基準財政需要額の算定に用いる単位費用は、地方交付税法第十二条第一項及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第四項の規定にかかわらず、地方団体の種類ごとに、次の表の経費の種類の欄に掲げる経費の測定単位の欄に掲げる測定単位について、それぞれその

単位費用の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
一 警察費	警察職員数	一人につき	三八〇〇〇〇円(税)
二 土木費	道路費	一人につき	六四
3 河川費	道路の面積	一平方メートルにつき	六四
4 港湾費	橋りょう費	一平方メートルにつき	六四
5 その他の土木費	河川の延長 港湾（漁港を含む。）における長い船岸の延長 港湾（漁港を含む。）における防波堤の延長	一メートルにつき	一四〇〇〇〇円(税)
人口	人口	一人につき	一七〇〇〇〇円(税)
児童数	人口	一人につき	一七〇〇〇〇円(税)
学級数	人口	一人につき	一七〇〇〇〇円(税)
三 教育費	1 小学校費	一人につき	一七〇〇〇〇円(税)

道府県	2 中学校費	3 高等学校費	4 その他の教育費	5 産業経済費
学校数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数
学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
人口	人口	人口	人口	人口
失業者数	工場事業場労働者数	工場事業場労働者数	工場事業場労働者数	工場事業場労働者数
耕地の面積	耕地の面積	耕地の面積	耕地の面積	耕地の面積
農業者（畜産業者を含む。）の数	人口	人口	人口	人口
民有林野の面積	人口	人口	人口	人口
水産業者数	人口	人口	人口	人口
1 農業行政費	一町歩につき	一町歩につき	一人につき	一人につき
2 林野行政費	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
3 水産行政費	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき

商工業の従業者数		市町村	中学校費	高等学校費	学級費
人口	道府県税の税額	千円につき	一人につき	一人につき	一学級につき
災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	一円につき	一円につき	一円につき	三六八五〇〇
人口	人口	人口	人口	人口	九三九〇〇〇
警察職員数	警察職員数	一人につき	九七五〇〇〇	一七二〇〇〇	一六八四四〇〇
道路の面積	道路の面積	一人につき	一七三〇〇〇	三八〇〇〇〇	一六〇〇〇〇〇
橋りょうの面積	橋りょうの面積	一平方メートルにつき	八三〇〇〇〇	一七一〇〇〇〇	一五九〇〇〇〇
港湾費	港湾費	一平方メートルにつき	一四〇〇〇〇	二七〇〇〇〇	二三七〇〇〇〇
都市計画費	都市計画費	一メートルにつき	一四〇〇〇〇	二七〇〇〇〇	二一七〇〇〇〇
その他の土木費	その他の土木費	一メートルにつき	一四〇〇〇〇	二七〇〇〇〇	二一七〇〇〇〇
教育費	教育費	一人につき	一九〇〇〇〇	三九〇〇〇〇	三七九〇〇〇〇
小学校費	小学校費	一人につき	一九〇〇〇〇	三九〇〇〇〇	三七九〇〇〇〇
高等教育費	高等教育費	一人につき	一九〇〇〇〇	三九〇〇〇〇	三七九〇〇〇〇
その他の行政費	その他の行政費	一人につき	一九〇〇〇〇	三九〇〇〇〇	三七九〇〇〇〇
徴税費	徴税費	一人につき	一九〇〇〇〇	三九〇〇〇〇	三七九〇〇〇〇
戸籍住民登録費	戸籍住民登録費	一人につき	一九〇〇〇〇	三九〇〇〇〇	三七九〇〇〇〇
その他の諸費	その他の諸費	一人につき	一九〇〇〇〇	三九〇〇〇〇	三七九〇〇〇〇
災害復旧費	災害復旧費	一人につき	一九〇〇〇〇	三九〇〇〇〇	三七九〇〇〇〇
この法律は、公布の日から施行し、第二条の規定は、昭和三十年度分の地方交付税について適用する。		市町村税の税額	生徒数	学校数	学級数
条件として、特に歳入欠陥補てん債の発行を認める等の特別措置を設けるとともに、地方財政の窮状の打開に資するため、一般に地方団体は、当分の間、地方債をもつて退職金の支払い財源にあてることができるものとし、地		本籍人口	人口	人口	人口
○松岡平市君登壇、拍手		世帯数	失業者数	失業者数	失業者数
報告いたします。		千円につき	九三九〇〇〇	一四四六五〇	一三六四四〇〇
まず、地方財政再建促進特別措置法		一人につき	一四四六五〇	二九六六五〇	二八四四四〇〇
した地方財政再建促進特別措置法案及		一世帯につき	一四四六五〇	二九六六五〇	二八四四四〇〇
おける議決に基き、地方行政委員会に		一人につき	一四四六五〇	二九六六五〇	二八四四四〇〇
の議会の議決に基き、財政再建計画を定め、自治庁長官の承認を得た場合に		一円につき	四二八一	九五	八四四四〇〇
において、財政再建計画の誠実な実行を		九五			
別措置法案について、地方行政委員会における審査の経過の概要と結果を御					
ありまして、政府原案の大体の内容					

いて、これは地方財政再建促進の目的達成に急なるのあまり、地方公共団体に対する國の意思が加わること強きに過ぎ、かえって地方側の自主的かつ自發的再建の意欲をそこねるおそれがあり、かつまた地方財政の赤字処理に対する國の財政措置について十分ならざるものがあるので、これに対し相当の補強措置を講ずる必要があることを理由として若干の修正が加えられました。

すなわち、一、自治庁長官が赤字団体に対して財政の再建を行うことを勧告することができる旨の規定を削除す

ること。

二、財政再建計画を承認する場合

に、自治庁長官が変更を加えることが

できる旨の規定を削除すること。

三、財政再建団体である都道府県の

教育委員会が市町村立学校職員の市町

村ごとの定数を定める場合には、原案

では、「市町村教育委員会の意見を開

いて」とあるのを、これと協議しなけ

ればならないものとすること。

四、長と議会との関係に関する規定

中、一定の場合、長が不信任の議決と

みなすことができる旨の規定を削除す

ること。

五、国は財政再建債について年六分

五厘をこえる部分について二分を限度

として利子補給を行ふとあるのを、年

三分五厘をこえる部分について五分を

限度として利子補給を行うものとすること。

六、國の財政再建団体に対する一部

予算の執行停止を命ぜる等の各種の関

与をなるべく限局するように字句を修

正するとともに、財政再建団体が國の

正めに応じない場合には、地方債の許

可を行わない旨の規定を削除するこ

と。

七、赤字団体に対する地方債の制限

は、地方財政または地方行政にかかる

制度の改正等により地方財政の基礎が

確立した年度以降の年度で政令で定め

る年度から適用するものとすること。

八、地方公共団体の負担金の納付の

特例に関する法律の一部を改正し、昭

和二十七年度分以前の直轄事業の分担

金についても、これを交付公債で納付

することができるものとすること等が

修正の主要点であります。

次に、昭和三十年度の地方財政に関

する特別措置法案について申し上げま

す。

本法案につきましては、去る九日の

本会議におきまして、政府当局より趣

旨の説明があり、質疑も行われました

ので、詳細は省略いたしましたが、その

内容の概要是、地方財政の窮状を開示

し、地方財政再建の基礎の確立をはか

るために、とりあえず昭和三十年度にお

いて地方団体に対し地方交付税の率

三分五厘をこえる部分について五分を

置を行い、これに基いて百六十億円を

地方交付税の交付の例によつて臨時地

方財政特別交付金として交付するもの

としたのであります。従つて本年度に

おいて國から地方団体に対して一般財

源として交付される地方交付税、たゞ

七億円は特別交付金及び臨時地方財

政特別交付金の総合計額千五百七十九

億円の九二%を四百五十二億円は普通

交付税の交付方式により、八%を百二十

七億円は特別交付税の交付方式によつ

て交付するものとし、これがため地方

交付税の全額を普通交付税として配分

して交付すること、また単位費用の特例を

設ける等の特別措置を三十年度に限り

譲じようとするものであります。

地方行政委員会におきましては、十

月十五日、地方財政再建促進特別措置

法案は、地方財政の窮乏にかんがみ、

昭和三十年度の財源不足を充足して、

地方財政再建を目的とする明確な対策

とあわせ講ずることでなければ、その

効果はあがらない。従つて政府に具体

的対策の持ち合せがなく、じんせん日

を送つている状態が続く限り、本法案

の審議を進めることはできない。よつ

て政府においては、昭和三十年度にお

ける適切な財源対策を樹立して、すみ

やかに臨時国会を召集すべきである旨

の決議を行なつたのであります。

三十三年度の地方財政に関する特別措置

法案等一連の案件が提出されましたので、十一月十日には地方財政再建促進

特別措置法案に關し、衆議院議員鈴木

直人君より、衆議院修正の説明を聽取

し、十四日には昭和三十年度の地方財

政に関する特別措置法案について農林

水産委員会と連合審査を行なつたほ

か、十二日には右兩法案を一括して、

いわゆる地方六団体からなる地方財政

確立対策協議会を代表する茨城県知事

友末洋治君及び埼玉原藤町議会議長岡

田徳輔君の両参考人の公述を聽取し、

また太田自治庁長官、一萬田大蔵大臣

その他政府当局との間に質疑応答を行

う等、連日審査を重ね、なお、十五日

には昭和三十年度の地方財政に関する

特別措置法案に関する農林水産委員会

の決議の申し入れがありましたが、こ

れらの詳細は速記録によつて御承知願

います。

一かくて今十五日討論に入り、加藤委

員は日本社会党を代表して、「兩法案

を通じて政府の赤字対策の不明確と地

方行政一般に対する認識不足がうかが

われ、兩法案に現われた財源措置はき

わめて不適切であり、地方財政再建促

進特別措置法案は、地方の自治権を喪

失導へおそれがある等の理由から、

両法案に対し反対する」旨述べられ

ました。

小林委員は緑風会を代表して、「兩法

案は、一時的対策に過ぎず、再建債に

対する利子補給の点等不満足な部分も

あるが、根本的問題は近く解決される

ことを強く期待して、やむを得ず両法

案に賛成する」旨述べられました。

自由民主党の伊能委員は、地方財政

再建促進特別措置法案については、「そ

の実施に当り再建団体に対して國はあ

たたかな親心をもつて臨むことを要望

し、かつ次のようない付帯決議を付して

本法案に賛成する」。昭和三十年度の

地方財政に関する特別措置法案に対し

ては、「一時的な点が多少不満足ではあ

るが、次の付帯決議をして賛成す

る」旨を述べられました。伊能委員の

付帯決議は次の通りであります。

地方財政再建促進特別措置法案

に対する参議院地方行政委員会

付帯決議

地方財政の再建については現下の

地方財政状況にかんがみ、政府は既

定の計画に加え、早急に次の諸措置

をとるべきである。

一、再建債の額二百億は二十八年

度までの赤字額に対する措置である

から、二十九年度の赤字増加額を見

合い、必要な額を早急に増額するこ

と。

一、再建債の利子は三分五厘以上

の部分を五分の範囲で國が補給する

にかんがみ、一般地方債については

府県、七月においては三十四府県あります。日直、宿直手当は、国が三百六十円を押えておるのに対し、地方は二百円ないし二百四十円であります。超過勤務手当にいたしましても、国は給与費の六ないし七%でありますのに、地方は三ないし四%であります。旅費にいたしましても、三等といふ現状であります。さらに昭和三十年度地方財政計画では、行政事務の簡素化、経費の節減、補助金整理、行政整理、こういう方針を強く圧縮にかかせておりますので、地方は中央の大蔵省が説明するような実態ではございません。この地方の実態と比べて、國家財政は果してこの限度、地方と同じ程度に節減をされておるのであります。たとえばこのうち、三十年度の財政措置として講ぜられました百六十億の財源として、公共事業費の八十九億、一般経費の節減四十二億というものを出しましても、まだ年末手当のプラス〇・二五分がやすやすと出せる状態に國はあるのであります。この二つを比較いたしまして、果して緊縮の度合いが同等であるという結論は出ないと思うのであります。政府はこのよくな地方財政の現況に対するはなはだしい認識を欠きまして、この財政措置は、正しく把握されておらない認識の上に打ち立てられておるといふたしまするならば、こういう不確実、不明確な財政措置に賛成をするわけには参らな

い。そういう結論が当然出てくると思うであります。
反対理由の第三は、大蔵省は、財源がない、財源がないと言いますけれども、果して補充財源はないか、こういう点であります。大蔵省は、地方財政審議会の勧告あるいは地方制度調査会の答申、こういふものに対しまして、緊縮財政、財源発見の困難、こういうことを理由に強硬に反対態度を持しておられますけれども、國家財政には余裕はないのであります。地方には余裕はないのであります。地方に当たるのでは、ね返るおそれのある公共事業費の一率削減といふようなことをしなくてはならないのであります。地方に当たるのでは、ね返るおそれのある公共事業費の一率削減といふようなことをしなくてはならないのであります。地方に当たるのでは、ね返るおそれのある公共事業費の一率削減といふようなことをしなくてはならないのであります。

たとえば防衛費を一べついたしますると、その決算額は、昭和二十六年、不用額十二億、翌年度繰り越し額百五十億、昭和二十七年、不用額三十二億、繰り越し額一百八十九億、二十八年、不用額十五億、繰り越し額二百五十七億、不用額の総計は六十億、繰り越し額の総計は二百五十七億の歳出予算に対するペーセントは、二十四年は四九%、二十七年は四八%、二十八年においても四三%を数えるのを出します。この二つを比較いたしまして、果して緊縮の度合いが同等であるといふ結論は出ないであります。政府はこのようないい。そこで、この二つを比較いたしまして、果して緊縮の度合いが同等であるといふ結論は出ないであります。政府はこのようないい。そこで、この二つを比較いたしまして、果して緊縮の度合いが同等であるといふ結論は出ないであります。政府はこのようないい。

大蔵大臣は、委員会におきます私の指摘に対しまして、御指摘の通りであります。まことに遺憾にたえません。しかし何と云つても防衛関係費は分担金の関係もありまして、こう見えます。大蔵省は、このままでは、緊縮の度合いが同等であるといふ結論は出ないであります。政府はこのようないい。

反対の第四は、再建法案によりましては、自治権の喪失が予想されるという点であります。再建法案に伴う赤字の原因についての論議は、去る国会におきましても活発であります。たとえば税財政そのものに原因がある。造船、電力、石炭、こういう大資本に対する援助をしないのは片手落ちではないか。以上のことく、問題は、この法案が

また地方自治を守れるのか、こういう点に關着すると思うのであります。すでに赤字の解消のできなることは歴史であります。それならば自治権は守つておけるのか。修正案によりまして第三条「当該財政再建計画に必要な条件」を付する権限が依然として自治権に大きな制約を与えることも単なる相變ではあり得ません。しかるさらに次年度におきましては、地方自治法の改正を意図されるということになりました。地方行政二面に対する政府の監督権が強化されることは明らかでございます。地方に対しましては、さねばならない財源措置は怠つて、憲法の規定まで踏み越えて監督権強化に急なのはなぜでありますか。われわれは旧官僚統制の復活、旧官僚権力の復活、これらの陰謀がかくのとおり実態を進めて参ったと断ぜざるを得ないであります。われわれは、憲法の基本である地方自治の権限を、やすやすとこのよろんな手合いの手にゆだねることはできない。そこに来たるものには、むづくにも踏みにじられた基本的人權であること覚悟しなければならないと思つてあります。また当然次に来たものは、地方議会の権限縮小であり、民主主義の育成される場を失うことにもなりかねないのであります。今や一步の後退は百歩の後退を意味します。

(拍手)

まず地方財政再建促進特別措置法案について検討いたしまするに、地方團体中、道府県は八四%、市は七二%、

であります。それならば自治権は守つておけるのか。修正案によりまして第三条「当該財政再建計画に必要な条件」を付する権限が依然として自治権に大きな制約を与えることも単なる相變ではあり得ません。しかるさらに次年度におきましては、地方自治法の改正を意図されるということになりました。地方行政二面に対する政府の監督権が強化されることは明らかでございます。地方に対しましては、さねばならない財源措置は怠つて、憲法の規定まで踏み越えて監督権強化に急なのはなぜでありますか。われわれは旧官僚統制の復活、旧官僚権力の復活、これらの陰謀がかくのとおり実態を進めて参ったと断ぜざるを得ないであります。われわれは、憲法の基本である地方自治の権限を、やすやすとこのよろんな手合いの手にゆだねることはできない。そこに来たものには、むづくにも踏みにじられた基本的人權であること覚悟しなければならないと思つてあります。また当然次に

たします。地方自治を守り、そしてわれわれの基本的人権を守るために官僚権力復元のもととなる。根拠となる、かくのこととき再建法案に対しましては、断然反対をせざるを得ません。

以上をもちまして、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 小幡治和君。

〔小幡治和君登壇、拍手〕

○小幡治和君 私は自由民主党を代表いたしまして、過般の特別国会において政府提案として上程せられ衆議院において修正を受け、自來本院において継続審議と相なつておりました地方財政再建促進特別措置法案、並びに今回上程せられました政府提案の昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法

案について、賛成の討論を行わんとするものであります。思ふに地方財政の赤字処理の問題は、ここ数年にわたって、中央地方、火花を散らして戦つて参りました難問題であつたのであります。それが今まで、ここに曲りなりにも解決せんとしておりますことは、全国都道府県並びに市町村の喜びもさることながら、御同慶にたえない次第であります。(拍手)

町村は三五%といふ驚くべき率において、千七百二十四団体といふ赤字団体があつたのであります。しこうして各団体は、毎年一時借り入れを繰り返しては、断然反対をせざるを得ません。以上をもちまして、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(河井彌八君) 小幡治和君。

〔小幡治和君登壇、拍手〕

私は自由民主党を代表いたしまして、過般の特別国会において政府提案として上程せられ衆議院において修正を受け、自來本院において継続審議と相なつておりました地方財政再建促進特別措置法案、並びに今回上程せられました政府提案の昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案について、賛成の討論を行わんとするものであります。思ふに地方財政の赤字処理の問題は、ここ数年にわたって、中央地方、火花を散らして戦つて参りました難問題であつたのであります。それが今まで、ここに曲りなりにも解決せんとしておりますことは、全国都道府県並びに市町村の喜びもさることながら、御同慶にたえない次第であります。(拍手)

まず第一に、今回の措置は、給与費の解消を残したことであります。給与費の政府、地方団体間の食い違いにつきましては、赤字の大きな部分をなすものであり、政府も、すでに昨年よりこれまで、再建債の利子を三分五厘払えどいい、そのあとは五分だけは利子補給をしてやると、衆議院とともにまことに温情あるお取り計らいをされたのであります。一方政府低利資金の事例の是正は、来年度よりの地方行政の根本改革に譲るといつてしまつて、今ここに赤字再建の機において、厘の利子を払えと要求するのであります。まことに不公平もはなはだしょと存じますので、低利時代の今日、政府は政府資金の全般にわたって利率が、赤字再建団体に対し、既に自衛の引き下げ並びに償還期限の延長を認め、あわせて借りかえの措置を講ぜられますが、いまだにその結論が出なっていますが、いまだにその結論が出ないというに至ります。まことに残念なことがあります。至急結論を出して、政府の措置すべき部分につきましては直ちに補てん措置を講じられたいのであります。そうでなければ、今回のこの財源が、あるいは直ちに給与費の費用に食われてしまつて、せつかの赤字解消の措置が赤字をさらに残

す結果と相なることを要えるものであります。

第一は、百八十八億円の財源を一般会計、特に公共事業費の節約に求められたことであります。もう年度は半ばをはるかに越し、地方団体におきましては、認証されたる事業は、大がた実行済みまたは実行中の状況であり、今や保留の未認証の分の解除をすら求めつあるときでございます。政府はこられに対し、一率の天引節約は絶対させない、必要な事業はどんどん進めてよろしい、ただ年間通して不用になるものが毎年生ずるのであるから、これを防ぎ当てに財源にするのだと説明されております。私は、関係大臣のその言を信じ、工事進捗の実情に応じ、真にられたものにつきましては、必ず来年度において別格に予算措置を講ぜらるるよう要望しておくものであります。

第三は、年末手当の増額支給の財源措置の問題であります。常識で考えますと、必要なるものにして事業の進め度においても、予算措置を講ぜらるるよう要望しておくるものであります。

職員局において、国家公務員は増額支給を受け、地方公務員は財源がないから我慢せよといふようなことは、事実上できがたいことであります。すなわち地方団体としては、当然国家公務員に準じ、増額支給するであります。しかし、その財源を政府は節約に求めておるのであります。政府は今回、もう地方団体には、どこにも節約の

余地がなくなっていることを認めたからこそ、三十年度の赤字措置をしたのであります。しかも、給与費について

は、なお残されておる状況であります。それにもかかわらず、この上になお節約してやれということは、赤字を消してやつたという口の下から、またできない無理をしいて赤字を作らせ始めたと言われても、弁解の余地はない存するのであります。政府には財源と困っているのは、五十七億中、純粹地方の所得税増もあるわけであり、各種税金の自然増もあるはずであります。

当然年度内補正予算においてできるものであり、また措置されても一兆億以内で上ることであります。強く希望いたしておくる次第であります。

これを要するに二法案とも、その内容にわたりましては、今申し述べました通り、不満の点もあるわけであります。しかし、会期も短かいことでもあります。ともに机を並べて働いておる

○謹長(河井彌八郎) 小林武治君。
〔小林武治君登壇、拍手〕
○小林武治君 私は、ただいま議題となりました二つの法律案に賛成いたすものであります。

申すまでもなく、この両法案は、いざな目下破局的段階にある地方財政の窮状を開拓せんとするものであります。

赤字のたな上げと、現在の行き詰まりに対する憂急的な対策にすぎないのであります。その将来の健全化に対して何らの保証を与るものではありません。しかし緊縮財政を旨とする政府

が、ともかく二百億円余の赤字たな上げを認め、また昭和三十年度のためには、国家予算の節減により百六十億負担分で、交付団体分三十五億だけあります。これくらいの補てん措置は困っているのは、五十七億中、純粹地方の財源措置を講じたことは、政府の誠意としてわれわれも一応これを了承するものであります。

そもそも赤字の原因は、國の財源措置の不十分なりしことは争われない事実であるのであります。一方においても責任がないとは申されないのであります。すなわち地方団体側が、ややとも

すれば赤字の原因は一に政府の責任であります。かのことを争うのは、必ずしもわれわれの首肯し得ないところであります。要は制度そのものの欠陥と同時に、運用のよろしきを得ざるによるものと思ふのであります。従いましてこれが根本的解決は、制度自体の大改革と同時に、これを運用する人の心がまるでまた大いにこれを改める必要があると思うのであります。いずれにしましても、當面地方財政の問題は、依存せざるを得ざるがごとき状態にありながら、地方自治の建前からか、政

を責むるの愚を改め、両々相待ちまして、おのとの分野において、経費の節減またはその効率化等に万全を尽すべきであり、この意味におきまして、地方側におきまして、政府今回の措

置に対応して、さらに戒心すべきものがあらうと存するのであります。

しかしこれらの措置は、政府せつかりの工夫にもかかわらず、依然として単なる間に合せ的の糊塗にすぎないであります。このまま推移するにあらうと存するのであります。

それでは、この際、政府に要望いたすのは、次の通常国会にはぜひひと再建法を次々と必要とする事は必不可少であります。いわば占領政策の行き過ぎの所産たる地方制度の愚を是正するため、自治法の改正案を提案されたいのであります。

自ら見たら、ほとんど手放しの状態にあるのであります。地方にいかなれる措置がありまして、政府としてはこども、いやしくもそれが国の基礎的な構成分子であります以上は、国としてもこれに対して適当なる調整の措置をとり得る道を残しておることは当然といわなければならんのであります。この点につきましては、政府におきましても、適宜の今後措置をとられることをあえて要望するものであります。このためには、私は現在のことく

自治法のようないくつかの弱体に、この重大問題をとり得る道を残しておることは当然といわなければならぬのであります。ついでこの点につきましては、政府におきましても、適宜の今後措置をとられることをあえて要望するものであります。このためには、私は現在のことく

政府から見たら、ほとんどの手放しの状態にあります。地方にいかなれる措置がありまして、政府としてはこども、いやしくもそれが国の基礎的な構成分子であります以上は、国としてもこれに対して適当なる調整の措置をとり得る道を残しておることは当然といわなければならんのであります。この点につきましては、政府におきましても、適宜の今後措置をとられることをあえて要望するものであります。このためには、私は現在のことく

なお以上のほか、地方交付税法の改正、あるいは地方と中央との税源の調整あるいは地方起債の処理等、いずれも相待ちまして、初めて地方政府の健全化をもたらすものであります。これらの諸点につきましては、政府が次の国会において強力に推進されることを期待するものであります。

おなこの際、地方財政に対する政府部内の態度でありまするが、私は、自治庁は単なる地方団体の代弁者であつてはならないと、かように考えるものでありまするし、同時に大蔵大臣としましては、地方に金を取られるといふような、けちな根性であつてはならないのであります。すなわち、地方も國家財政の一環としまして、全体としてこれを調整することが、大蔵大臣の責任であると、かように御注意申し上げたいのであります。(拍手)

以上、私は政府に対し二、三の要望を申し上げたのでありますが、今回の提案につきましては、それぞれ若干の不満もあり、特に再建措置法につきましての衆議院修正には、われわれの納得し得ない点もあるのであります。現在の地方の切迫せる事情等にもかんがみまして、取りあえずそのままこれに賛成をいたさんとするものであります。以上。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。(拍手)

次会は、明日午前十時より開会いたします。議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後六時三分散会

○本日の会議に付した案件

一、裁判官彈劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

一、皇室經濟会議予備議員、國土総合開發審議会委員、渥美田單作地域農業改良促進対策審議会委員及び銅料需給安定審議会委員の選挙

一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(海外移住審議会委員)

一、中央選舉管理会委員及び同予備委員の指名

一、日程第一 文化財保護委員会委員の任命に関する件

一、日程加盟に関する緊急質問

一、日程第二 万国著作権条約の批准について承認を求めるの件

一、日程第三 万国著作権条約の条件附の批准、受諾又は加入に関する同条約の第三附屬議定書の批准

二、日程第四 無国籍者及び亡命者の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同条約の第一附属議定書の批准について承認を求めるの件

一、日程第五 ある種の国際機関の著作物に対する万国著作権条約の適用に関する同条約の第二附属議定書の批准について承認を求めるの件

一、罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める法律案

一、行政管理設置法の一部を改正する法律案

一、地方財政再建促進特別措置法案

一、昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案

出席者は左の通り。

議員	議長	河井彌八君
上林 忠次君	副議長	片柳眞吉君
加賀山之雄君	重宗 雄三君	梶原茂嘉君
柏木 庫治君		奥むめお君
飯島連次郎君		谷口恭三郎君
石黒 忠篤君		左藤義隆君
赤木 正雄君		石原幹市郎君
森 八三一君		野村吉三郎君
前田 久吉君		苦木地義三君
野川 滉一君		大野木秀次郎君
斎藤 昇君		佐野隆男君
小幡 治和君		西田謙一君
石井 桂君		西田謙一君
白井 勇君		山下清次君
早川 滉一君		井上知治君
野田 俊作君		村尾重雄君
西川弘平治君		佐多忠隆君
		市川房枝君

議員	議長	河井彌八君
上林 忠次君	副議長	片柳眞吉君
加賀山之雄君	重宗 雄三君	梶原茂嘉君
柏木 庫治君		奥むめお君
飯島連次郎君		谷口恭三郎君
石黒 忠篤君		左藤義隆君
赤木 正雄君		石原幹市郎君
森 八三一君		野村吉三郎君
前田 久吉君		苦木地義三君
野川 滉一君		大野木秀次郎君
斎藤 昇君		佐野隆男君
小幡 治和君		西田謙一君
石井 桂君		山下清次君
白井 勇君		井上知治君
早川 滉一君		村尾重雄君
野田 俊作君		佐多忠隆君
西川弘平治君		市川房枝君

國務大臣	羽仁	八木	幸吉君
内閣總理大臣	五郎君	秀次君	
法務大臣	石川	大村	喜八郎君
外務大臣	森崎	轄治君	鈴木
農林大臣	千田	清一君	一君
文部大臣	菊川	隆君	若木
郵政大臣	龜田	勝藏君	勝藏君
建設大臣	小林	長谷部ひろ君	鈴木
國務大臣	重盛	三郎君	一君
國務大臣	大和	正君	若木
國務大臣	藤田	正治君	勝藏君
國務大臣	千葉	得治君	鈴木
國務大臣	永岡	壽治君	勝藏君
國務大臣	天田	与一君	若木
國務大臣	棚橋	孝夫君	勝藏君
國務大臣	曾祢	亦治君	鈴木
國務大臣	森下	千葉	勝藏君
國務大臣	戸叶	金光君	鈴木
國務大臣	政一君	光治君	勝藏君
國務大臣	勝正君	与一君	鈴木
國務大臣	小虎君	千葉	勝藏君
國務大臣	益君	永岡	鈴木
國務大臣	阿具根	天田	勝藏君
國務大臣	登君	棚橋	鈴木
國務大臣	精一君	曾祢	勝藏君
國務大臣	近藤	吉田	鈴木
國務大臣	大倉	吉田	勝藏君
國務大臣	精一君	吉田	鈴木
國務大臣	登君	吉田	勝藏君
國務大臣	阿具根	吉田	鈴木
國務大臣	登君	吉田	勝藏君
國務大臣	長造君	吉田	鈴木
國務大臣	羽生	吉田	勝藏君
國務大臣	三七君	吉田	鈴木
國務大臣	中田	吉雄君	勝藏君
國務大臣	岡田	吉雄君	鈴木
國務大臣	宗司君	吉雄君	勝藏君
國務大臣	三木	吉雄君	鈴木
國務大臣	治朗君	吉雄君	勝藏君
國務大臣	鳩山	吉雄君	鈴木
國務大臣	一郎君	吉雄君	勝藏君
國務大臣	良三君	吉雄君	鈴木
國務大臣	重光	吉雄君	勝藏君
國務大臣	葵君	吉雄君	鈴木
國務大臣	河野	吉雄君	勝藏君
國務大臣	一萬田尙登君	吉雄君	鈴木
國務大臣	一郎君	吉雄君	勝藏君
國務大臣	太田	吉雄君	鈴木
國務大臣	正孝君	吉雄君	勝藏君
國務大臣	唯男君	吉雄君	鈴木
國務大臣	元治君	吉雄君	勝藏君
國務大臣	太郎君	吉雄君	鈴木
國務大臣	勇君	吉雄君	勝藏君
國務大臣	大麻	吉雄君	鈴木
國務大臣	馬場	吉雄君	勝藏君
國務大臣	村上	吉雄君	鈴木
國務大臣	河野	吉雄君	勝藏君
國務大臣	清瀬	吉雄君	鈴木
國務大臣	一郎君	吉雄君	勝藏君
國務大臣	太郎君	吉雄君	鈴木
國務大臣	勇君	吉雄君	勝藏君
國務大臣	高崎達之助君	吉雄君	鈴木

政府委員

内閣官房長官 根本龍太郎君

内閣官房副長官 松本 龍藏君

自治厅財政部長 後藤 博君

外務大臣官房長 松原 一彦君

外務省國際協力局長 河崎 一郎君

島津 久大君

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定額一部十五円
(圖說共)

發行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大藏省印刷局
昭和九年四月一日發行